

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事
工事地名	群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 施設管理課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
3) 工事番号	2026010004	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前契約額	0		
6) 主工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）	1 8) 随意契約額	0		
7) 工事量		1 9) 調整区分	0		
8) 工期	753日間 自 令和 8年 3月 3日 (当初) 至 令和10年 3月24日 (0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都 据付：群馬県	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地区	製作：東京 1 7区 据付：太田地区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線		2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設計年月	令和 8年 2月	2 4) 処分費等	0		
		2 5) 公告日	令和 8年 2月 5日		
		2 6) 入札締切日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川事業費	2) 目： 直轄河川維持修繕費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	--------------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
製作工		式	1		88,520,000				
揚排水ポンプ設備製作		式	1		88,520,000				
電源設備		式	1		85,700,000				
自家発電設備 発電機		台	1	17,900,000	17,900,000			単-1号	
ガスタービン始動用直流電源盤		面	2	20,000,000	40,000,000			単-2号	
制御用直流電源盤		面	1	27,800,000	27,800,000			単-3号	
系統機器設備		式	1		1,720,000				
燃料移送ポンプ		台	2	860,000	1,720,000			単-4号	
操作制御設備		式	1		1,100,000				
燃料移送ポンプ機側操作盤		面	1		1,100,000			内-1号	
純製作費		式	1		88,520,000				
製作原価		式	1		88,520,000				

設計内訳書

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
据付工		式	1		103,721,776				
揚排水ポンプ設備輸送工		式	1		259,000				
輸送工		式	1		259,000				
揚排水ポンプ設備輸送		式	1		259,000			内-2号	
揚排水ポンプ設備据付		式	1		103,462,776				
揚排水ポンプ据付工		式	1		103,462,776				
据付(揚排水ポンプ)	撤去工含む	式	1		102,164,040			内-3号	
直接経費		式	1		1,298,736			内-4号	
共通仮設費		式	1		6,990,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		6,990,000				
純工事費		式	1		110,711,776				
現場管理費		式	1		20,193,000				

設計内訳書

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)	数量増減	金額増減	摘要
据付間接費		式	1		16,182,000					
据付工事原価		式	1		147,086,776					
設計技術費		式	1		6,220,000					
工事原価		式	1		241,826,776					
一般管理費等		式	1		40,303,224					
工事価格		式	1		282,130,000					
消費税相当額		式	1		28,213,000					
工事費計		式	1		310,343,000					

一式当たり内訳書

据付(揚排水ポンプ)

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ガスタービン	2台分	式	1		72,793,608			
自家発電設備	2台分	式	1		11,701,808			
ガスタービン始動用直流電源盤	2面分	式	1		1,752,400			
制御用直流電源盤	1面分	式	1		1,322,672			
燃料移送ポンプ	2台分	式	1		388,960			
ガスタービン制御盤	2面分	式	1		13,741,792			
燃料移送ポンプ機側操作盤	1面分	式	1		462,800			
合 計					102,164,040			

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-1号	自家発電設備 発電機		単位	台	数量	1	単価	17,900,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	自家発電設備発電機	発電機本体	台	1	13,600,000	13,600,000		
	自家発分解組立・無負荷試験	1台分	式	1		2,300,000		
	燃料噴射ポンプ工場整備	2台分	式	1		2,000,000		
	計					17,900,000		
	単価					17,900,000	円/台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	ガスタービン始動用直流電源盤		単位	面	数量	1	単価	20,000,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ガスタービン始動用直流電源盤		面	1	20,000,000	20,000,000		
	計					20,000,000		
	単価					20,000,000	円/面	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-3号	制御用直流電源盤		単位	面	数量	1	単価	27,800,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	制御用直流電源盤		面	1	27,800,000	27,800,000		
	計					27,800,000		
	単価					27,800,000	円/面	

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
往路	修繕工事輸送費（固定機場）	2.01t 139km	単位	式	数量	1	単価	118,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費用			式	1		118,000		
計						118,000		
単価						118,000	円/式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
復路	修繕工事輸送費（固定機場）	5.31t 139km	単位	式	数量	1	単価	141,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費用			式	1		141,000		
計						141,000		
単価						141,000	円/式	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン	2台分	単位	式	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガスタービン	労務費	式	1		2,718,504		
ガスタービン	交換部品	式	1		70,021,800		
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 2665200円	式	1		53,304		
計					72,793,608		
単価					72,793,608		円/式

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
自家発電設備	2台分					1		11,701,808
自家発電設備	労務費	式		1		5,676,504		
原動機	交換部品	式		1		5,914,000		
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 5565200円	式		1		111,304		
計						11,701,808		
単価						11,701,808	円/式	

参考資料（１）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	ガスタービン始動用直流電源盤	2面分	単位	式	数量		単価	
					1			1,752,400
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ガスタービン始動用直流電源盤	労務費	式	1		1,718,700			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 1685000円	式	1		33,700			
計					1,752,400			
単価					1,752,400	円/式		

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	制御用直流電源盤	1面分	単位	式	数量		単価	
					1			1,322,672
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
制御用直流電源盤	労務費	式	1		1,297,236			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 1271800円	式	1		25,436			
計					1,322,672			
単価					1,322,672	円/式		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
燃料移送ポンプ	2台分					1		388,960
燃料移送ポンプ	労務費							
燃料移送ポンプ		式		1		381,480		
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 374000円							
		式		1		7,480		
計						388,960		
単価						388,960	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
ガスタービン制御盤	2面分					1		13,741,792
ガスタービン制御盤	労務費	式		1		3,952,296		
ガスタービン制御盤	交換部品	式		1		9,712,000		
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 3874800円	式		1		77,496		
計						13,741,792		
単価						13,741,792	円/式	

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	燃料移送ポンプ機側操作盤	1面分	単位	式	数量		単価	
					1			462,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
燃料移送ポンプ機側操作盤		労務費	式	1		453,900		
据付補助材料費		揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 445000円	式	1		8,900		
計						462,800		
単価						462,800	円/式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	自家発電設備		単位	式	数量		単価	
					1			98,736
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械経費（クレーン）		ラフレッククレーン 油圧式16t 2日 無	式	1		96,800		
雑機械器具損料		1936円	式	1		1,936		
計						98,736		
単価						98,736	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
ガスタービン始動用直流電源盤						1		1,200,000
門型・搬出入ステージ用資機材		式		1		1,200,000		
計						1,200,000		
単価						1,200,000	円/式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン	労務費	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	機械設備据付工		人	76	30,906	2,348,856	
	普通作業員		人	6	25,296	151,776	
	電工		人	8	27,234	217,872	
	計					2,718,504	
	単価					2,718,504	円/式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン	交換部品	単位	式	数量	1	単価	70,021,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	0リング		個	28	900	25,200		
	ガスケット		個	4	17,000	68,000		
	イグナイタ		個	4	274,000	1,096,000		
	ガスケット		個	4	1,500	6,000		
	エキサイタ		個	2	6,600,000	13,200,000		
	高圧燃料ポンプ		個	2	15,000,000	30,000,000		
	ガスケット		個	2	5,400	10,800		
	0リング		個	2	400	800		
	0リング		個	2	600	1,200		
	0リング		個	2	400	800		
	0リング		個	2	400	800		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン	交換部品	単位	式	数量	1	単価	70,021,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	AGB燃料ポンプシールAssy		個	2	173,000	346,000		
	Oリング		個	2	1,200	2,400		
	燃料フィルタエレメント		個	4	6,200	24,800		
	パッキン（大）		個	4	1,700	6,800		
	パッキン（小）		個	4	1,600	6,400		
	Oリング		個	4	1,200	4,800		
	Oリング		個	4	1,300	5,200		
	潤滑油フィルタエレメント		個	2	19,700	39,400		
	Oリング		個	2	5,900	11,800		
	Oリング		個	2	2,300	4,600		
	潤滑油フィルタエレメント		個	2	18,000	36,000		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン	交換部品	単位	式	数量	1	単価	70,021,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	0リング		個	2	3,400	6,800		
	0リング		個	2	1,800	3,600		
	高圧ホース		個	2	59,000	118,000		
	高圧ホース		個	4	70,000	280,000		
	高圧ホース用0リング		個	8	800	6,400		
	フレキシブルチューブ		個	4	339,000	1,356,000		
	フレキシブルチューブ用0リング		個	8	1,400	11,200		
	燃料遮断弁		個	2	1,350,000	2,700,000		
	エアアシスト電磁弁		個	2	19,000	38,000		
	エアアシストコンプレッサ		個	2	114,000	228,000		
	チャッキ弁		個	4	19,000	76,000		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン	交換部品	単位	式	数量	1	単価	70,021,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	P3圧力トランスミッタ		個	4	324,000	1,296,000		
	燃料圧力スイッチ		個	4	128,000	512,000		
	圧力スイッチ		個	4	648,000	2,592,000		
	圧力スイッチ		個	4	648,000	2,592,000		
	圧力スイッチ		個	4	648,000	2,592,000		
	圧力トランスミッタ	減速機用	個	2	530,000	1,060,000		
	圧力トランスミッタ	ガスタービン用	個	2	530,000	1,060,000		
	燃料ヒータ		個	2	958,000	1,916,000		
	潤滑油		台分	2	141,000	282,000		
	燃料圧力計	グリセリン入り、埋込型	個	2	57,000	114,000		
	燃料圧力計	グリセリン入り、自立型	個	2	52,000	104,000		

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	自家発電設備	労務費	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	機械設備据付工		人	160	30,906	4,944,960	
	普通作業員		人	16	25,296	404,736	
	電工		人	12	27,234	326,808	
	計					5,676,504	
	単価					5,676,504	円/式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ガスケット	ヘッド T=1.3	枚	2	32,200	64,400		
	プッシュ	カムシャフト	個	2	1,500	3,000		
	プッシュ	カムシャフト	個	6	2,400	14,400		
	メタルCMP	スラスト	個	4	5,800	23,200		
	メタルCMP	メイン	個	14	13,200	184,800		
	ガスケット	レイキヤクスイツウロフタ	枚	2	8,600	17,200		
	シール	オイル	枚	2	1,200	2,400		
	パッキン	カバー	枚	4	500	2,000		
	Oリング	IAP32.0	個	2	200	400		
	ガスケット	ホココウフランジ	枚	2	200	400		
	シール	オイル HTC95X115X12	枚	2	7,400	14,800		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	0リング	1AS24.0	個	2	100	200		
	ダンネツザイ	F0ベン	個	12	1,300	15,600		
	シート	ネンリョウフンシャベン	枚	12	700	8,400		
	ネジプラグ	R005	個	2	200	400		
	キャップ	バルブ	個	24	600	14,400		
	コッター	ステム 9 2ケ=1 SET	個	48	800	38,400		
	オサエ	バルブスプリング	個	24	1,500	36,000		
	スプリング	バルブ	個	24	900	21,600		
	シール	バルブステム	枚	12	800	9,600		
	シール	バルブステム	枚	12	900	10,800		
	シート	ハイキバルブ	枚	12	9,000	108,000		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	バルブ	ハイキ	個	12	13,800	165,600		
	シート	キュウキバルブ	枚	12	10,200	122,400		
	バルブ	キュウキ	個	12	13,800	165,600		
	ホース	ブリーザ	個	2	8,600	17,200		
	Oリング	1 AP32.0	個	2	200	400		
	ガスケット	キュウキマニホールド	枚	2	4,200	8,400		
	ビニールパイプ	10X750	個	2	200	400		
	クランプ	ホース マル 11.5	個	2	300	600		
	ホース	エアダクト	個	2	13,200	26,400		
	クリップ	ホース	個	4	4,200	16,800		
	ホース	エアダクトB	個	2	16,600	33,200		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	クリップ	ホース	個	8	3,000	24,000		
	ガスケット	エアヒータ	枚	2	800	1,600		
	ホース	エアダクト	個	2	4,000	8,000		
	ガスケット	インタークーラー	枚	2	6,800	13,600		
	ガスケット	セイスイクーラボディ	枚	12	1,600	19,200		
	テープ	ラギング	個	4	3,800	15,200		
	ホースクリップ	80	個	8	1,100	8,800		
	フィルタ	スイコミハバヤク55MM	個	2	3,000	6,000		
	ガスケット	タービン	枚	2	3,600	7,200		
	ガスケット	インタークーラ	枚	2	6,000	12,000		
	ガスケット	インタークーラ	枚	2	6,000	12,000		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	0リング		個	4	3,800	15,200		
	ガスケット		枚	2	4,000	8,000		
	リングSET	ピストン	個	12	17,600	211,200		
	トメワC	アナ 37	個	24	100	2,400		
	メタルCMP	クランクピン	個	12	11,000	132,000		
	0リング	1AP28.0	個	2	100	200		
	0リング	1AP90.0	個	4	200	800		
	0リング	1AP16.0	個	2	100	200		
	パッキン	マル 10X1.0	枚	2	100	200		
	フィルタCMP	L0	個	2	8,000	16,000		
	ガスケット	チョウアツベン	枚	2	400	800		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

原動機	交換部品	単位	式	数量	単価	金額	単価	5,914,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
0リング	1AP20.0	個	2	100	200			
0リング	4CP20.0	個	2	200	400			
0リング	1AP20.0	個	2	100	200			
0リング	1AP20.0	個	4	100	400			
パッキン	マル 10X1.0	枚	8	100	800			
0リング	4CP20.0	個	2	200	400			
ツギテ	ゴム	個	2	600	1,200			
ホースクリップ	28	個	4	800	3,200			
ガスケット	シリンダ	枚	2	300	600			
ポンプCMP	セイスイレイキャク	個	2	378,000	756,000			
Vベルト	コグ A52	個	4	6,600	26,400			

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ツギテ	パイプ PT1	個	6	13,600	81,600		
	ホースクリップ	48	個	10	1,000	10,000		
	Oリング	1AG35.0	個	2	200	400		
	Oリング	1AG40.0	個	2	200	400		
	ホースクリップ	54	個	2	1,100	2,200		
	ホース	ラジエータデグチ	個	2	9,200	18,400		
	ホースクリップ	60	個	4	1,100	4,400		
	ホース	ラジエータイリグチ	個	2	7,400	14,800		
	ホールクリップ	70	個	4	1,100	4,400		
	Oリング	1AS135.0	個	2	500	1,000		
	バルブCMP	ネンリョウフンシヤ	個	12	68,200	818,400		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	パイプCMP	FOフンシャ NO. 1	個	2	9,200	18,400	5,914,000
	パイプCMP	FOフンシャ NO. 2	個	2	9,200	18,400	
	パイプCMP	FOフンシャ NO. 3	個	2	9,200	18,400	
	パイプCMP	FOフンシャ NO. 4	個	2	9,200	18,400	
	パイプCMP	FOフンシャ NO. 5	個	2	9,200	18,400	
	パイプCMP	FOフンシャ NO. 6	個	2	11,000	22,000	
	パッキン	マル 6X1.0	枚	24	100	2,400	
	フィルタ	ネンリョウD90	個	2	5,000	10,000	
	フィルタ	ネンリョウD90	個	2	5,000	10,000	
	パッキン	マル8X1.0	枚	2	100	200	
	シールワッシャー	コマル.ニトリル 8	個	4	100	400	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	シールワッシャー	コマル.ニトリル 14	個	4	200	800		
	シールワッシャー	コマル.ニトリル 14	個	12	200	2,400		
	シールワッシャー	コマル.ニトリル 14	個	10	200	2,000		
	エレメント	F0コスイブシリキ	個	2	5,400	10,800		
	ガスケット	カバー	枚	2	500	1,000		
	Oリング	1AP12.0	個	2	100	200		
	パッキン	マル 8X1.0	枚	4	100	400		
	ソレノイド	ストップ 24V	個	2	50,400	100,800		
	スタータ	S25-142B	個	2	270,000	540,000		
	ギヤ	カイテンケイ	個	2	5,800	11,600		
	ヒータ	210V400W L=65	個	4	40,000	160,000		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	カンザ	ブロックヒータ	個	4	11,000	44,000		
	スイッチ	オンド 106℃ 1セン	個	2	6,800	13,600		
	ガスケット	マル16	枚	4	200	800		
	センサ	オンド	個	2	6,800	13,600		
	スイッチ	ユアツ 1.0KG	個	2	6,000	12,000		
	センサ	ジュンカツユアツリョク	個	2	22,800	45,600		
	スイッチ	バッテリー	個	2	4,600	9,200		
	サーモメータ	L0	個	2	11,600	23,200		
	サーモメータ	CW	個	2	16,000	32,000		
	カイテンケイ		個	2	8,200	16,400		
	スイッチ	サーモ	個	2	58,600	117,200		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ケーブル	カイテンケイ L=2200	個	2	4,400	8,800	5,914,000
	アツリョクケイ	ジュンカツユ	個	2	35,600	71,200	
	デンジベン	VSD-15	個	2	246,000	492,000	
	リレー	セフティ AST2-51	個	2	76,400	152,800	
	ブッシュ	スラスト	個	2	13,800	27,600	
	アブラキリ		個	2	18,600	37,200	
	リング	シール プロア B	個	2	2,400	4,800	
	リング	シール	個	2	4,200	8,400	
	リング	シール 17X1.2X1	個	2	6,200	12,400	
	ナット	ジグタン	個	2	1,600	3,200	
	メタル	フローティング	個	4	10,400	41,600	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	原動機	交換部品	単位	式	数量	1	単価	5,914,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ベアリング	スラスト	個	2	13,400	26,800		
	オサエイタ	ブロー	個	12	1,100	13,200		
	シャネツパン		個	2	3,200	6,400		
	プレート		個	8	1,100	8,800		
	ハウジング	ベアリング	個	2	102,600	205,200		
	クーラント		L	46	1,200	55,200		
	ジュンカツユ		L	40	900	36,000		
	計					5,914,000		
	単価					5,914,000	円／式	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	制御用直流電源盤	労務費	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	機械設備据付工		人	28	30,906	865,368	
	普通作業員		人	2	25,296	50,592	
	電工		人	14	27,234	381,276	
	計					1,297,236	
	単価					1,297,236	円/式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	燃料移送ポンプ	労務費	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	機械設備据付工		人	8	30,906	247,248	
	普通作業員		人	1	25,296	25,296	
	電工		人	4	27,234	108,936	
	計					381,480	
	単価					381,480	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン制御盤	労務費	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	機械設備据付工		人	56	30,906	1,730,736	
	普通作業員		人	6	25,296	151,776	
	電工		人	76	27,234	2,069,784	
	計					3,952,296	
	単価					3,952,296	円/式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン制御盤	交換部品	単位	式	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ノイズフィルタ		個	4	19,000	76,000	9,712,000
	換気ファン	DC24V	個	4	36,000	144,000	
	トータルカウンタ	運転回数	個	2	17,000	34,000	
	タイムカウンタ	運転時間	個	2	21,000	42,000	
PLC		CPUユニット	個	2	386,000	772,000	
PLC		ベース（８スロット）	個	2	80,000	160,000	
PLC		電源ユニット（DC）	個	2	94,000	188,000	
PLC		DC入力ユニット	個	2	88,000	176,000	
PLC		トランジスタ出力ユニット	個	4	88,000	352,000	
PLC		アナログ入力ユニット（８/電圧）	個	2	322,000	644,000	
PLC		ブランクカバー	個	8	5,000	40,000	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン制御盤	交換部品	単位	式	数量	1	単価	9,712,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
PLC用メモリカード		個	2	29,000	58,000			
コネクタ端子台変換ユニット	M3/32点	個	2	9,000	18,000			
入力ユニット接続ケーブル	TB/32点	本	2	10,000	20,000			
I/Oリレーターミナル	出力用	個	6	87,000	522,000			
出力ユニット接続ケーブル	I/Oリレー/三菱	本	2	15,000	30,000			
出力ユニット接続ケーブル	I/Oリレー/三菱	本	2	17,000	34,000			
熱電対温度変換器		個	4	151,000	604,000			
熱電対温度変換器		個	4	151,000	604,000			
パルス信号変換器		個	4	153,000	612,000			
測温抵抗体温度変換器		個	2	146,000	292,000			
直流信号変換器（アイソレータ）		個	4	117,000	468,000			

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ガスタービン制御盤	交換部品	単位	式	数量	1	単価	9,712,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	直流信号変換器（アイソレータ）		個	2	117,000	234,000		
	ディストリビュータ		個	8	129,000	1,032,000		
	警報設定器	デジアラーム/電圧/2 c	個	4	161,000	644,000		
	警報設定器	デジアラーム/電圧/4 a	個	6	185,000	1,110,000		
	タイマー		個	48	10,000	480,000		
	デバイス付端子台		個	2	161,000	322,000		
	計					9,712,000		
	単価					9,712,000	円/式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	燃料移送ポンプ機側操作盤	労務費	単位	式	数量	1	単価
						金額	453,900
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備据付工		人	6	30,906	185,436		
普通作業員		人	2	25,296	50,592		
電工		人	8	27,234	217,872		
計					453,900		
単価					453,900	円/式	

参考資料（２）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 445000円	単位	式	数量		単価	
					1			8,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		8,900		
計						8,900		
単価						8,900	円/式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	機械経費（クレーン）	ラフテレーンクレーン 油圧式16t 2日 無	単位	式	数量		単価	
					1			96,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		16 t 吊	日	2	48,400	96,800		
計						96,800		
単価						96,800	円/式	

共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： 揚排水ポンプ設備（維持修繕）			合算工事：		
対象工事費	103,721,776	据付直接工事費	103,721,776	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）					
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3	0	（機器単体費）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）					
支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	103,721,776	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	103,721,776	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	6.61 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	6.74 %	（6.61% × 週休1.02）			
計上額					
単独（追加工事）	6,990,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費 (積上分)

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費 (積上分) 計

0

据付間接費・現場管理費

据付間接費			据付間接費率			計上額	
機械設備名	据付間接費対象額			据付間接費率			
揚排水ポンプ設備(新設)	11,558,844			140 %			16,182,381
据付間接費計						16,182,000	
現場管理費							
単独(追加工事)純工事費	110,711,776	単独(追加工事)据付直接工事	103,721,776	単独(追加工事)共通仮設費	6,990,000		
非対象額計(－)			0				
管理費区分2			0	(設計技術費・一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分3			0	(機器単体費)			
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分7			0	(支給品(製作品・機器単体品)の額)			
管理費区分9			0	(率計算の非対象額)			
管理費区分T			0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額(+)			0				
支給品			0				
無償貸付機械等評価額			0				
事業損失防止施設費			0				
現場管理費対象純工事費							
単独(追加工事)	110,711,776	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	110,711,776	現工事	0	合算工事	0		
現場管理费率(補正前)	17.71 %	現工事	0 %	合算工事	0	%	
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1		
砂防・地滑り補正	0 %						
現場管理费率(補正後)	18.24 %	(17.71% × 週休1.03)			0	%	
現場管理費計上額							
単独(追加工事)	20,193,000	現工事	0	合算工事	0		
					調整工事計上額	0	
(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)							
	2,624,257						

設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	88,520,000					
据付工事原価						
単独（追加工事）	147,086,776					
非対象額計（－）						
管理費区分5	0					（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0					（率計算の非対象額）
管理費区分T	0					（対象額に含まれる全処分費）
管理費区分M	0					（設計技術費のみ非対象額）
中止期間中の現場維持費	0					（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	235,606,776	現工事	0		合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	235,606,776					
標準設計技術費率						
工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）					
単独（追加工事）	2.64 %	現工事	0 %		合算工事	0 %
設計技術費						
単独（追加工事）	6,220,000	現工事	0		合算工事	0
調整工事計上額						0

一般管理費等（当初）

主たる工種						
単独（追加工事）	揚排水ポンプ設備（維持修繕）					
工事原価						
単独（追加工事）	241,826,776	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）						
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	241,826,776	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く一般管理費等対象額						
単独（追加工事）	241,826,776					
標準一般管理費率						
単独（追加工事）	23.75 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
製作原価における機器単体費（管理費区分3）						
単独（追加工事）	88,520,000	現工事	0	合算工事	0	
工事原価に占める機械単体費の比率（K）						
単独（追加工事）	0.37	現工事	0	合算工事	0	
機器単体費補正係数（R）						
単独（追加工事）	0.7	現工事	0	合算工事	0	
前払金支出割合による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
財団法人等による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価						
契約保証に係る補正值	0.04					
一般管理費等率						
単独（追加工事）	16.67 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
一般管理費等						
単独（追加工事）	40,303,224	現工事	0	合算工事	0	
業務委託料等						
単独（追加工事）	0					
調査基準価格						
単独（追加工事）	284,350,000					
調査基準価格100/110						
単独（追加工事）	258,500,000	（ 91.62 %）				

R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	88,520,000	(15) 機器単体費	88,520,000
(2) 据付工事原価	147,086,776	(16) 合算機器単体費	0
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4) 設計技術費	6,220,000		
(5) 工事原価	241,826,776		
(1)+(2)+(4)			
(6') 一般管理費等 (計上額)	40,303,224	((6) 一般管理費等 (計算額)	40,312,522)
(7') その他費目計	0		
(8) 業務委託料等	0		
(9) 工事価格	282,130,000		
(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)			
(10) 消費税等相当額	28,213,000		
(11) 請負工事費	310,343,000		
(9)+(10)			
(12) 入札書比較価格	282,130,000		
(請負工事費の100/110)			
(13) 調査基準価格	284,350,000		
(14) 調査基準価格の100/110	258,500,000		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所 施設管理課

工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
揚排水ポンプ 設備製作		式		1		
電源設備		式		1		
自家発電設備 発電機		台		1		
ガスタービン始動用直流電源盤		面		2		
制御用直流電源盤		面		1		
系統機器設備		式		1		
燃料移送ポンプ		台		2		
操作制御設備		式		1		
燃料移送ポンプ機側操作盤		面		1		
純製作費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
揚排水ポンプ設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
揚排水ポンプ設備輸送		式		1		
揚排水ポンプ設備据付		式		1		
揚排水ポンプ据付工		式		1		
据付(揚排水ポンプ)	撤去工含む	式		1		
直接経費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事

特記仕様書

令和8年2月

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

工 事 名 : R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事

工事場所 : 群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬地先

工 期 : 契約の翌日から令和10年3月24日まで

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R 7 谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別添様式ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の1又は2に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

1. 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
2. 監理技術者は、建設業法第15条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）ハにあつては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し等）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリنزへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標 (緯度、経度) を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

起点 群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬地先 緯度 36° 12' 54" 経度 139° 39' 32"

終点 起点と同様

第8条 コリنزへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

谷田川第一排水機場

揚排水ポンプ設備	製作・据付	1式
ガスタービン	分解整備	2台分
自家発用発電機	更新	1台
自家発用原動機	分解整備	2台分
ガスタービン始動用直流電源盤	更新	2面
制御用直流電源盤	更新	1面
燃料移送ポンプ	更新	2台
ガスタービン制御盤	部品交換	2面
燃料移送ポンプ機側操作盤	更新	1面

第9条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」(別添様式-2)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第10条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第11条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第12条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第13条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第14条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対

- 応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
 5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第15条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第16条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-22から1-1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第17条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第18条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第19条 直轄土木における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第20条 工事現場発生品

本工事で発生した発生品の引渡し場所は、谷田川第一排水機場内とする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第21条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から30日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から30日以内に行う。

第22条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。
なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。
2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）の著作物に該当する場合において著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。
4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第23条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第24条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第25条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別添様式-3に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第26条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は1回以上を原則とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第27条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第28条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <https://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び**【付属品として備えるもの】**（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第31条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第32条 DX データセンターの使用

本工事は、DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第 33 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 34 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
- (1) 真夏日の定義
日最高気温が 30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第35条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第1編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第36条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP > 河川 > 技術情報に掲載している。

(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gi_jyutu/index00000000.html)

第37条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 38 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 39 条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 40 条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-47 交通安全管理第 13 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-50 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 41 条 工事現場の現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第 42 条 工事に用電力

本工事で使用する電力は、発注者の負担とする。

第 43 条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。
なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③余裕期間	20日間

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域における工事行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
 - ・準備・後片付け
 - ・その他監督職員が承諾した工種
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第44条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16（第1条3項リンク先）により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第45条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第46条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別添様式－4）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第47条 週休2日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の变形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
7. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第48条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八斗島、栗橋、板東観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第49条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2（第1条3項リンク先））を発注者に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第50条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R7・R8谷田川排水機場等点検整備業務	谷田川第一排水機場の定期点検	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
（仮称）R9・R10谷田川排水機場等点検整備業務	谷田川第一排水機場の定期点検	令和9年4月1日～ 令和11年3月31日

第51条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第52条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 53 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要(案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web 会議システム(teams、zoom 等)」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手

段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19（第1条3項リンク先）を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第54条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等で介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第55条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第50条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第56条 優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。

本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html>

第57条 総価契約単価合意方式について

1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第58条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクトエンジニアリング株式会社に委託している。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第59条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第60条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
- ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第61条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項 目	実 施 時 期
寸 法 確 認	現場：据付完了時
機 能 確 認	現場：据付完了時
現地試運転確認	総合試運転実施時

本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第62条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式一12（第1条3項リンク先）によるものとする。

第63条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第64条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 65 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 66 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 67 条 自家用電気工作物に関する手続き等

本工事の自家用電気工作物に係る法令に基づく届出については、以下の手続きを行わなければならない。

1. 受注者は、電気事業法施行規則第 66 条に基づく工事計画届出書に付す書類を、監督職員に提出しなければならない。
2. 工事計画届出書の届出手続きは発注者が行い、承認を得た場合は、監督職員はその旨を速やかに受注者に通知する。
3. 前項に定める届出から承認までは、3 週間を見込む（書類に不備が無かった場合）ものとする。
4. 第 1 項により提出した書類に不備があった場合は、監督職員の指示により、受注者は修正を行わなければならない。

第 68 条 自家用電気工作物に係る施工時期及び施工時間の変更

本工事の自家用電気工作物に係る箇所については、前条「自家用電気工作物に関する手続き等」第 2 項による承認を受けた日から 30 日が経過するまでは、工事を開始してはならない。なお、ここでいう工事の開始とは、基礎杭を打つ場合は、「基礎杭打ちが行われる日」とし、また基礎コンクリートの打設工事も行わない場合、あるいは部品の取り換え、改造・修理等の場合は「当該作業を開始する日」をいう。

第 69 条 工事概要

本工事は谷田川第一排水機場の機械設備のうち、老朽化した主ポンプ駆動設備、電源設備、系統機器設備及び操作制御設備の信頼性向上及び機能維持を目的として、機械設備の修繕を行うものである。

第70条 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、次に示す設備の設計、製作、撤去、輸送、整備、据付、調整、現地試運転までとする。

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
主ポンプ駆動設備	ガスタービン	台	2	分解整備	1号機 2号機
電源設備	自家発電設備発電機	台	1	更新	2号機
	自家発電設備原動機	台	2	分解整備	1号機 2号機
	ガスタービン始動用 直流電源盤	面	2	更新	1号機 2号機
	制御用直流電源盤	面	1	更新	1号機 2号機
系統機器設備	燃料移送ポンプ	台	2	更新	1号機 2号機
操作制御設備	ガスタービン制御盤	面	2	部品交換	1号機 2号機
	燃料移送ポンプ機側 操作盤	面	1	更新	1号機 2号機
総合試運転		式	1	試運転調整	

次の内容は施工範囲内とする。

- (1) 据付後の試運転調整
- (2) 各設備の動力線、制御盤の配線と端子の離線・復旧及び調整
- (3) ガスタービン、自家発電設備の整備着手前及び整備完了後における詳細な運転状況の各種計測記録
- (4) 分解整備時に判明した劣化事象及び不具合等が判明した場合の記録
- (5) 上記(4)～(5)の記録等を踏まえた設備の健全性等に関する所見

第71条 設備概要

既設設備の概要は次のとおりとする。

主ポンプ設備

(1) 主ポンプ

- 数 量：2台
- 形 式：立軸斜流ポンプ
- 口 径：1,350mm
- 計画排水量：4.95m³/s
- 全揚程：6.3m
- ポンプ効率：83%以上

(2) ガスタービン

- 数 量：2台
- 形 式：立軸ガスタービン
- 定格出力：410kw

定格回転数：230min⁻¹
使用燃料：A重油
始動方式：セルモータ始動方式
排気方式：単独排気方式
冷却方式：空冷

(3) 自家発電設備

形式：屋内定置式（パッケージ式）
数量：2台

1) 原動機

機械形式：4サイクルディーゼル機関（空冷式又はラジエータ方式）
連続定格出力：114kw
使用燃料：A重油
燃料供給：燃料小出槽より
始動方式：セルモータ始動
冷却方式：空冷

2) 発電機

機械形式：交流同期解放防滴保護形
定格出力：125kVA
定格電圧：200V
周波数：50Hz
極数：4極
励磁方式：ブラシレス
相数及び線数：3相3線式
力率：80%
定格：連続定格
冷却方式：自己通風式
絶縁種類：E種以上
発電機盤：搭載型

(4) 燃料移送ポンプ

形式：電動式歯車ポンプ
数量：2台
口径：32mm
吐出圧：0.4MPa
吐出量：75L/min
電動機出力：2.2kw以上
付属品：逆止弁及び仕切弁 2台分
：取付ベース 2台分
：軸継手及び安全カバー 2台分
：連成計、圧力計 2台分
：ストレーナ 1台

(5) ガスタービン制御盤

形 式	: 鋼板製屋内閉鎖自立形	
構 造	: 前後面扉式	
寸 法	: 幅 1,000mm×高さ 2,300mm×奥行き 800mm	
数 量	: 2面	
盤面取付器具	: 名称名板	1式
	: 遮断器	1式
	: ガスタービン制御ユニット(バックアップ含む)	1式
	: 盤内照明	1式
	: 端子台及び内部配線	1式

(6) ガスタービン始動用直流電源盤

形 式	: 鋼板製屋内閉鎖自立形	
構 造	: 前面扉・後面引掛式	
寸 法	: 幅 800mm×高さ 2,300mm×奥行き 900mm	
数 量	: 2面	
盤面取付器具	: 名称名板	1式
	: 直流電流計	1個
	: 直流電圧計	1個
	: 同上用切替開閉機	1個
	: 集合表示灯	1式
	: 押釦開閉機	1式
	: 鉛蓄電池	1式
	: 整流器	1式
	: 配線用遮断器	1式
	: 分流器	1式
	: スペースヒータ	1式
	: 盤内照明	1式
	: ドアスイッチ	1式
	: 端子台及び内部配線	1式

(7) 燃料移送ポンプ機側操作盤

形 式	: 鋼板製屋内スタンド形	
構 造	: 前面扉式	
寸 法	: 幅 500mm×高さ 800mm×奥行き 300mm	
数 量	: 1面	
盤内取付器具	: 名称名板	1式
	: 集合表示灯	1式
	: 表示灯(赤一緑)	1式
	: 切替開閉機	1式
	: 操作開閉機	1式
	: 押釦開閉機	1式
	: 配線用遮断器	1式
	: スペースヒータ	1式

: 端子台及び内部配線 1 式

(8) 制御用直流電源盤

形 式	: 鋼板製屋内閉鎖自立形	
構 造	: 前面扉・後面引掛式	
寸 法	: 幅 8 0 0 mm×高さ 2, 3 0 0 mm×奥行き 1, 0 0 0 mm 程度	
数 量	: 1 面	
盤内取付器具	: 名称名板	1 式
	: 直流電流計	2 個
	: 直流電圧計	1 個
	: 同上用切替開閉器	1 個
	: 集合表示灯	1 式
	: 押釦開閉器	1 式
	: 鉛蓄電池 (MSE)	1 式
	: 整流器 1 0 0 A	1 式
	: 負荷電圧補償装置	1 式
	: 配線用遮断器	1 式
	: 分流器	1 式
	: スペースヒータ	1 式
	: 盤内照明	1 式
	: ドアスイッチ	1 式
	: 端子台及び内部配線	1 式

第 72 条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第 6 章 揚排水ポンプ設備

第 1 節 通則

6-1-2 一般事項

3. 準拠基準

受注者は、本工事の施工にあたって第 1 条によるほか、下記に示す基準に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

河川管理施設等構造令・同施工規則

揚排水ポンプ施設技術基準 (案)・同解説

揚排水ポンプ施設設計指針 (案)・同解説

河川用ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル (案)

揚排水機場設備点検・整備指針 (案)

河川ポンプ設備点検整備標準要領 (案)

第 73 条 その他

1. 総合試運転

現地総合試運転において、受注者の責任施工範囲外の事由 (指定内外水位の確保等) により実不可運転が出来ないと判断した場合は、無負荷による単体の総合チェックでも良いものとする。

2. 非出水期間における対応

非出水期間中のポンプ停止期間についての対応は、施工計画書に記載するものとする。

3. 整備内容

整備に伴う消耗品類については、すべて新品に交換を行うものとし、交換する部品は交換部品表「別添様式－５」のとおりとする。

分解整備にあたっては、点検・整備チェックシート「別添様式－６」による定期整備を行うものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

分解整備後、再利用部品について、再利用が不可能と判断された部品については、監督職員と協議を行うものとする。

4. 疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な調査を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し、適切な処理を行わなければならない。

－以 上－

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に 影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第50条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第43条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、 引き渡し場所等。	第20条

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式(案) (様式No.)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備考		
						発注者	受注者	指示	通知	提出		提示		監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
										監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
作成書類の役割分担	設計審査会での確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-50.7	-		○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50.2	-		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-		○		○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
		4	【事例】概算環境発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-		○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		5	【事例】概算環境発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占有物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-		○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3.2	-		○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件うもや大修正)	共通仕様書1-1-23	-		○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定(受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
	契約書類	設計図書	8	工事請負契約書	-	-		○										
			9	共通仕様書	-	-		○										
			10	特記仕様書	-	-		○										
			11	発注図面	-	-		○										
			12	現場説明書	-	-		○										
			13	質問回答書	-	-		○										
			14	工事数量総括表	-	-		○										
工事着手前	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○								
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式-2		○				○					契約書を作成する全ての工事		
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○				○							
		18	掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-56.6	様式-4		○				○							
		19	建退保証紙受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公装第71号)	-		○					○				電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。		
		20	工事別共済証紙受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公装第71号)	-		○					○						
		21	掛金充当実績総括表	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公装第71号)	-		○					○						
		22	被共済者就労状況報告書	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公装第71号)	-		○					○						
		23	掛金充当書	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公装第71号)	-		○					○						
		24	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式-5		○				○							
		25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○						○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		その他	26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32.5	様式-7		○				○						契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-27.4	-		○										該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-27.5	-		○										該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
29	建設発生土搬出調書		特記仕様書	-		○												
30	建設発生土搬出のお知らせ		特記仕様書	-		○												
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-8	-		○			○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-		○				○						
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-3.2	-		○										
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	-	-		○										
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)	共通仕様書1-1-52.1	-		○									設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18.1	-		○				○					・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一 部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国庫整第14号)に基づき作成する。 ・建設業者及び一次下請人の登録業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-18.2	-		○				○						
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18.1	-		○					○					
			39	承諾図書	共通仕様書1-1-9	-		○					○				設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書を作成し、監督職員の承認を得る。	
			40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2.20	様式-9		○										
4 施工状況	④ 施工管理	41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2.23	様式-9		○									協議の根拠となる議事録のコピーは添付不要。		
		42	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2.21	様式-9		○											
		43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2.24	様式-9		○											
		44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2.26	様式-9		○											
		45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2.27	様式-9		○											
		46	材料確認書	共通仕様書2-1-3.1	様式-10		○										設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
		47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3.1	-									○			設計図書で指定された材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	
		48	段階確認書	共通仕様書1-1-28.6(3)	様式-11										○		・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示		提出		提示				
								受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注者保管	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品
施工中	⑤安全管理	49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28,1	様式-12		○			○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合は状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して確認確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51,2	-		○					○			週間工程会議やASPにより事前連絡する。ただし、夜間の工事については「提出」とする。	
		51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41,10	-		○					○			監督職員へ実施内容の提示のみ提出不要。	
		52	工事事故速報	共通仕様書1-1-44	様式-13		○			○			○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
		53	工事事故報告書	共通仕様書1-1-44	-		○			○					事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
施工中	⑥工程の品質管理	54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式-14		○			○				工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。根拠資料の添付不要。		
		55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	-		○			○					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
施工中	契約関係書類	中間前払金	56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○			○					
			57	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○				○				
			58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○				○				
		完済部分検査	59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○				○				
			60	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○				○				
			61	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33,2	様式-18		○			○					
		既済部分検査	62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○				○				
			63	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-34,7	-		○			○					中間技術検査時にも提出する。
			64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34,2	様式-18		○			○					
		修繕	65	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○				○				
			66	修繕完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○				○				
		部分使用	67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○				○				部分使用がある場合に提出する。
			68	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○				○				工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	建設機械	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○			○				支給品を受領した場合に提出する。
				70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25,3	様式-25		○			○				支給品がある場合に提出する。
71	建設機械使用実績報告書			共通仕様書1-1-25,4	様式-26		○			○				建設機械の貸与がある場合に提出する。		
現場発生品	72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○				○				建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式-28		○				○				現場発生品がある場合に提出する。		
その他	74	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-35,6	-		○				○				既済部分検査等の際に提出する。		
	75	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-27,2	-		○					○			・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-		○					○					
	77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○					○					
	78	新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○					○			新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○				○					
		80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○					○				
		81	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○					○				
	工事書類	82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37,10	様式-31		○				○				・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37,10	様式-32		○				○				・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		84	品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式-33		○				○				・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		85	工事写真	共通仕様書1-1-37,10	-		○				○				・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・「電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】」に基づき提出する。 ・紙の工事写真の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	-		○				○				総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。	
	工事完成図書	87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式-34		○				○				自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	-		○				○				・「電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】」に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	-		○				○				・「電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】」に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	90	再生資源利用実施書-建設資材搬入工専用-	共通仕様書1-1-27,6	-		○				○				該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		91	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工専用-	共通仕様書1-1-27,6	-		○				○				該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	-		○				○				施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。	
		93	予備品リスト	特記仕様書	-		○				○				予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。	
工事完成後	その他	94	低入札価格調査(間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-21,5	-	○					○			「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

概略工事工程表 R7谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事

工種	単位	数量	R7	R8年度												R9年度												備考	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
余裕期間	式	1				■	■	■	■	■	■							■	■	■	■								20日
準備工	式	1		■																								30日	
設計	式	1			■	■	■	■	■																				
製作	式	1								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■							
分解整備・撤去・据付	式	1																							■	■			
試運転調整	式	1																								■			
後片付け	式	1																								■	20日		
制約条件	夏期休暇・年末年始																											・8月10日～8月16日 ・12月28日～1月3日	
	出水期間					■	■	■	■	■																			

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の中で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

1号自家発電設備原動機/交換部品

	名称	数量	単位
1	ガスケット(ヘッド T=1.3	1	枚
2	ブッシュ(カムシャフト	1	個
3	ブッシュ(カムシャフト	3	個
4	メタルCMP(スラスト	2	個
5	メタルCMP(メイン	7	個
6	ガスケット(レイキヤクスイツウロフタ	1	枚
7	シール(オイル	1	枚
8	パッキン(カバー	2	枚
9	Oリング(1AP32.0	1	個
10	ガスケット(ホユコウフランジ	1	枚
11	シール(オイル HTC95X115X12	1	枚
12	Oリング(1AS24.0	1	個
13	ダンネツザイ(FOベン	6	個
14	シート(ネンリョウフンシャベン	6	枚
15	ネジプラグ(R005	1	個
16	キャップ(バルブ	12	個
17	コッター(ステム 9 2ヶ=1SET	24	個
18	オサエ(バルブスプリング	12	個
19	スプリング(バルブ	12	個
20	シール(バルブステム	6	枚
21	シール(バルブステム	6	枚
22	シート(ハイキバルブ	6	枚
23	バルブ(ハイキ	6	個
24	シート(キュウキバルブ	6	枚
25	バルブ(キュウキ	6	個
26	ホース(ブリーザ	1	個
27	Oリング(1AP32.0	1	個
28	ガスケット(キュウキマニホールト	1	枚
29	ビニールパイプ(10X750	1	個
30	クランプ(ホース マル 11.5	1	個
31	ホース(エアダクト	1	個
32	クリップ(ホース	2	個
33	ホース(エアダクト B	1	個
34	クリップ(ホース	4	個
35	ガスケット(エアヒータ	1	枚

36	ホース(エアダクト)	1	個
37	ガスケット(インタークーラ)	1	枚
38	ガスケット(セイスクーラボディ)	6	枚
39	テープ(ラッキング)	2	個
40	ホースクリップ(80)	4	個
41	フィルタ(スイコミ ハバヤク55MM)	1	個
42	ガスケット(タービン)	1	枚
43	ガスケット(インタークーラ)	1	枚
44	ガスケット(インタークーラ)	1	枚
45	リング	2	個
46	ガスケット	1	枚
47	リングSET(ピストン)	6	個
48	トメワC(アナ 37)	12	個
49	メタルCMP(クランクピン)	6	個
50	リング(1AP28.0)	1	個
51	リング(1AP90.0)	2	個
52	リング(1AP16.0)	1	個
53	パッキン(マル 10X1.0)	1	枚
54	フィルタCMP(LO)	1	個
55	ガスケット(チョウアツベン)	1	枚
56	リング(1AP20.0)	1	個
57	リング(4CP20.0)	1	個
58	リング(1AP20.0)	1	個
59	リング(1AP20.0)	2	個
60	パッキン(マル 10X1.0)	4	枚
61	リング(4CP20.0)	1	個
62	ツギテ(ゴム)	1	個
63	ホースクリップ(28)	2	個
64	ガスケット(シリンダ)	1	枚
65	ポンプCMP(セイスレイキャク)	1	個
66	Vベルト(コグ A52)	2	個
67	ツギテ(ハーフ PT1)	3	個
68	ホースクリップ(48)	5	個
69	リング(1AG35.0)	1	個
70	リング(1AG40.0)	1	個
71	ホースクリップ(54)	1	個
72	ホース(ラジエータテグチ)	1	個
73	ホースクリップ(60)	2	個
74	ホース(ラジエータイリグチ)	1	個
75	ホースクリップ(70)	2	個

76	リング(1AS135.0	1	個
77	バルブCMP(ネンリョウフンシャ	6	個
78	パイプCMP(FOフンシャ NO.1	1	個
79	パイプCMP(FOフンシャ NO.2	1	個
80	パイプCMP(FOフンシャ NO.3	1	個
81	パイプCMP(FOフンシャ NO.4	1	個
82	パイプCMP(FOフンシャ NO.5	1	個
83	パイプCMP(FOフンシャ NO.6	1	個
84	ハツキン(マル 6X1.0	12	枚
85	フィルタ(ネンリョウ D90	1	個
86	フィルタ(ネンリョウ D90	1	個
87	ハツキン(マル 8X1.0	1	枚
88	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 8	2	個
89	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 14	2	個
90	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 14	6	個
91	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 14	5	個
92	エレメント(FOユスイブソリキ	1	個
93	ガasket(カバー	1	枚
94	リング(1AP12.0	1	個
95	ハツキン(マル 8X1.0	2	枚
96	ソレノイド(ストップ 24V	1	個
97	スタータ(S25-142B	1	個
98	キヤ(カイテンケイ	1	個
99	ヒータ(210V400W L=65	2	個
100	カンザ(ブロックヒータ	2	個
101	スイッチ(オント 106°C 1セン	1	個
102	ガasket(マル 16	2	枚
103	センサ(オント	1	個
104	スイッチ(ユアツ 1.0KG	1	個
105	センサ(ジュンカツユアツリヨク	1	個
106	スイッチ(バッテリー	1	個
107	サーモメータ(LO	1	個
108	サーモメータ(CW	1	個
109	カイテンケイ	1	個
110	スイッチ(サーモ	1	個
111	ケーブル(カイテンケイ L=2200	1	個
112	アツリヨクケイ(ジュンカツユ	1	個
113	デンジベン(VSD-15	1	個
114	リレー(セフティ AST2-51	1	個
115	ブッシュ(スラスト	1	個

116	アブラキリ	1	個
117	リング(シール ブロア B	1	個
118	リング(シール	1	個
119	リング(シール 17X1.2X1	1	個
120	ナット(ジクタン	1	個
121	メタル(フローティング	2	個
122	ヘアリング(スラスト	1	個
123	オサエイタ(ブロア	6	個
124	シャネツバン	1	個
125	プレート	4	個
126	ハウジング(ヘアリング	1	個
127	クーラント	23	L
128	ジュンカツユ	20	L

2号自家発電設備原動機/交換部品 ※原動機交換部品+発電機

	名称	数量	単位
1	ガスケット(ヘッド T=1.3	1	枚
2	ブッシュ(カムシャフト	1	個
3	ブッシュ(カムシャフト	3	個
4	メタルCMP(スラスト	2	個
5	メタルCMP(メイン	7	個
6	ガスケット(レイキヤクスイツウロフタ	1	枚
7	シール(オイル	1	枚
8	パッキン(カバー	2	枚
9	Oリング(1AP32.0	1	個
10	ガスケット(ホユコウフランジ	1	枚
11	シール(オイル HTC95X115X12	1	枚
12	Oリング(1AS24.0	1	個
13	ダンネツザイ(FOベン	6	個
14	シート(ネンリョウフンシャベン	6	枚
15	ネジプラグ(R005	1	個
16	キャップ(バルブ	12	個
17	コッター(ステム 9 2ヶ=1SET	24	個
18	オサエ(バルブスプリング	12	個
19	スプリング(バルブ	12	個
20	シール(バルブステム	6	枚
21	シール(バルブステム	6	枚
22	シート(ハイキバルブ	6	枚
23	バルブ(ハイキ	6	個
24	シート(キュウキバルブ	6	枚

25	バルブ(キューキ	6	個
26	ホース(ブリーザ	1	個
27	リング(1AP32.0	1	個
28	ガスケット(キューキマニホールド	1	枚
29	ビニールパイプ(10X750	1	個
30	クランプ(ホース マル 11.5	1	個
31	ホース(エアダクト	1	個
32	クリップ(ホース	2	個
33	ホース(エアダクト B	1	個
34	クリップ(ホース	4	個
35	ガスケット(エアヒータ	1	枚
36	ホース(エアダクト	1	個
37	ガスケット(インタークーラ	1	枚
38	ガスケット(セイスクーラホディ	6	枚
39	テープ(ラッキング	2	個
40	ホースクリップ(80	4	個
41	フィルタ(スイコミ ハバヤク55MM	1	個
42	ガスケット(タービン	1	枚
43	ガスケット(インタクーラ	1	枚
44	ガスケット(インタクーラ	1	枚
45	リング	2	個
46	ガスケット	1	枚
47	リングSET(ピストン	6	個
48	トメワC(アナ 37	12	個
49	メタルCMP(クランクピン	6	個
50	リング(1AP28.0	1	個
51	リング(1AP90.0	2	個
52	リング(1AP16.0	1	個
53	パッキン(マル 10X1.0	1	枚
54	フィルタCMP(LO	1	個
55	ガスケット(チョウアツベン	1	枚
56	リング(1AP20.0	1	個
57	リング(4CP20.0	1	個
58	リング(1AP20.0	1	個
59	リング(1AP20.0	2	個
60	パッキン(マル 10X1.0	4	枚
61	リング(4CP20.0	1	個
62	ツキテ(ゴム	1	個
63	ホースクリップ(28	2	個
64	ガスケット(シリンダ	1	枚

65	ポンプCMP(セイスレイキヤク	1	個
66	Vベルト(コグ A52	2	個
67	ツギテ(パイプ PT1	3	個
68	ホースクリップ(48	5	個
69	リング(1AG35.0	1	個
70	リング(1AG40.0	1	個
71	ホースクリップ(54	1	個
72	ホース(ラジエータテグチ	1	個
73	ホースクリップ(60	2	個
74	ホース(ラジエータイリグチ	1	個
75	ホースクリップ(70	2	個
76	リング(1AS135.0	1	個
77	バルブCMP(ネンリョウフンシャ	6	個
78	パイプCMP(FOフンシャ NO.1	1	個
79	パイプCMP(FOフンシャ NO.2	1	個
80	パイプCMP(FOフンシャ NO.3	1	個
81	パイプCMP(FOフンシャ NO.4	1	個
82	パイプCMP(FOフンシャ NO.5	1	個
83	パイプCMP(FOフンシャ NO.6	1	個
84	ハツキン(マル 6X1.0	12	枚
85	フィルタ(ネンリョウ D90	1	個
86	フィルタ(ネンリョウ D90	1	個
87	ハツキン(マル 8X1.0	1	枚
88	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 8	2	個
89	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 14	2	個
90	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 14	6	個
91	シールワツシヤ-(コマル.ニトリル 14	5	個
92	エレメント(FOユスイブソリキ	1	個
93	ガスケット(カバー	1	枚
94	リング(1AP12.0	1	個
95	ハツキン(マル 8X1.0	2	枚
96	ソレノイド(ストップ 24V	1	個
97	スタータ(S25-142B	1	個
98	ギヤ(カイテンケイ	1	個
99	ヒータ(210V400W L=65	2	個
100	カンサ(ブロックヒータ	2	個
101	スイッチ(オント 106°C 1セン	1	個
102	ガスケット(マル 16	2	枚
103	センサ(オント	1	個
104	スイッチ(ユアツ 1.0KG	1	個

105	センサ(ジュンカツユアツリヨク	1	個
106	スイッチ(ハッテリ	1	個
107	サーモメータ(LO	1	個
108	サーモメータ(CW	1	個
109	カイテンケイ	1	個
110	スイッチ(サーモ	1	個
111	ケーブル(カイテンケイ L=2200	1	個
112	アツリヨクケイ(ジュンカツユ	1	個
113	デンジベン(VSD-15	1	個
114	リレー(セフティ AST2-51	1	個
115	ブッシュ(スラスト	1	個
116	アブラキリ	1	個
117	リング(シール ブロア B	1	個
118	リング(シール	1	個
119	リング(シール 17X1.2X1	1	個
120	ナット(ジクタン	1	個
121	メタル(フローティング	2	個
122	ヘアリング(スラスト	1	個
123	オサエイタ(ブロア	6	個
124	シャネツハン	1	個
125	プレート	4	個
126	ハウジング(ヘアリング	1	個
127	クーラント	23	L
128	ジュンカツユ	20	L
129	発電機	1	台

1号ガスタービン/交換部品

	名称	数量	単位
1	Oリング	14	個
2	ガスケット	2	個
3	イグナイタ	2	個
4	ガスケット	2	個
5	エキサイタ	1	個
6	高圧燃料ポンプ	1	個
7	ガスケット	1	個
8	Oリング	1	個
9	Oリング	1	個
10	Oリング	1	個
11	Oリング	1	個
12	AGB燃料ポンプシールAssy	1	式
13	Oリング	1	個
14	燃料フィルタエレメント	2	個
15	パッキン(大)	2	個
16	パッキン(小)	2	個
17	Oリング	2	個
18	Oリング	2	個
19	潤滑油フィルタエレメント	1	個
20	Oリング	1	個
21	Oリング	1	個
22	潤滑油フィルタエレメント	1	個
23	Oリング	1	個
24	Oリング	1	個
25	高圧ホース	1	個
26	高圧ホース	2	個
27	上記用Oリング	4	個
28	フレキシブルチューブ	2	個
29	上記用Oリング	4	個
30	燃料遮断弁	1	個
31	エアアシスト電磁弁	1	個
32	エアアシストコンプレッサ	1	個
33	チェッキ弁	2	個
34	P3圧カトランスマッタ	2	個
35	燃料圧カスイッチ	2	個

36	圧カスイッチ	2	個
37	圧カスイッチ	2	個
38	圧カスイッチ	2	個
39	圧カトランスミッタ(減速機用)	1	個
40	圧カトランスミッタ(ガスタービン用)	1	個
41	燃料ヒータ	1	個
42	潤滑油	1	台分
43	燃料圧力計(グリセリン入り,埋込形)	1	個
44	燃料圧力計(グリセリン入り,自立型)	1	個
45	スタータAssy	1	式

2号ガスタービン/交換部品

	名称	数量	単位
1	Oリング	14	個
2	ガスケット	2	個
3	イグナイタ	2	個
4	ガスケット	2	個
5	エキサイタ	1	個
6	高圧燃料ポンプ	1	個
7	ガスケット	1	個
8	Oリング	1	個
9	Oリング	1	個
10	Oリング	1	個
11	Oリング	1	個
12	AGB燃料ポンプシールAssy	1	式
13	Oリング	1	個
14	燃料フィルタエレメント	2	個
15	パッキン(大)	2	個
16	パッキン(小)	2	個
17	Oリング	2	個
18	Oリング	2	個
19	潤滑油フィルタエレメント	1	個
20	Oリング	1	個
21	Oリング	1	個
22	潤滑油フィルタエレメント	1	個
23	Oリング	1	個
24	Oリング	1	個
25	高圧ホース	1	個
26	高圧ホース	2	個
27	上記用Oリング	4	個

28	フレキシブルチューブ	2	個
29	上記用Oリング	4	個
30	燃料遮断弁	1	個
31	エアアシスト電磁弁	1	個
32	エアアシストコンプレッサ	1	個
33	チェッキ弁	2	個
34	P3圧カトランスミッタ	2	個
35	燃料圧カスイッチ	2	個
36	圧カスイッチ	2	個
37	圧カスイッチ	2	個
38	圧カスイッチ	2	個
39	圧カトランスミッタ(減速機用)	1	個
40	圧カトランスミッタ(ガスタービン用)	1	個
41	燃料ヒータ	1	個
42	潤滑油	1	台分
43	燃料圧カ計(グリセリン入り,埋込形)	1	個
44	燃料圧カ計(グリセリン入り,自立型)	1	個
45	スタータAssy	1	式

1号ガスタービン制御盤/交換部品

	名称	数量	単位
1	ノイズフィルタ	2	個
2	換気ファン(DC24V)	2	個
3	トータルカウンタ(運転回数)	1	個
4	タイムカウンタ(運転時間)	1	個
5	PLC CPUユニット	1	個
6	PLC ベース(8スロット)	1	個
7	PLC 電源ユニット(DC)	1	個
8	PLC DC入力ユニット(32)	1	個
9	PLC トランジスタ出力ユニット(32)	2	個
10	PLC アナログ入力ユニット(8/電圧)	1	個
11	PLC ブランクカバー	4	個
12	PLC用メモリカード	1	個
13	コネクタ端子台変換ユニット(M3/32点)	1	個
14	入力ユニット接続ケーブル(TB/32点)	1	本
15	I/Oリレーターミナル(出力用)	3	個
16	出力ユニット接続ケーブル(IOリレー/三菱)	1	本
17	出力ユニット接続ケーブル(IOリレー/三菱)	1	本
18	熱電対温度変換器	2	個
19	熱電対温度変換器	2	個

20	パルス信号変換器	2	個
21	測温抵抗体温度変換器	1	個
22	直流信号変換器(アイソレータ)	2	個
23	直流信号変換器(アイソレータ)	1	個
24	ディストリビュータ	4	個
25	警報設定器(デジタルアラーム/電圧/2c)	2	個
26	警報設定器(デジタルアラーム/電圧/4a)	3	個
27	タイマー	24	個
28	デバイス付端子台	1	個

2号ガスタービン制御盤/交換部品

	名称	数量	単位
1	ノイズフィルタ	2	個
2	換気ファン(DC24V)	2	個
3	トータルカウンタ(運転回数)	1	個
4	タイムカウンタ(運転時間)	1	個
5	PLC CPUユニット	1	個
6	PLC ベース(8スロット)	1	個
7	PLC 電源ユニット(DC)	1	個
8	PLC DC入力ユニット(32)	1	個
9	PLC トランジスタ出力ユニット(32)	2	個
10	PLC アナログ入力ユニット(8/電圧)	1	個
11	PLC ブランクカバー	4	個
12	PLC用メモリカード	1	個
13	コネクタ端子台変換ユニット(M3/32点)	1	個
14	入力ユニット接続ケーブル(TB/32点)	1	本
15	I/Oリレーターミナル(出力用)	3	個
16	出力ユニット接続ケーブル(IOリレー/三菱)	1	本
17	出力ユニット接続ケーブル(IOリレー/三菱)	1	本
18	熱電対温度変換器	2	個
19	熱電対温度変換器	2	個
20	パルス信号変換器	2	個
21	測温抵抗体温度変換器	1	個
22	直流信号変換器(アイソレータ)	2	個
23	直流信号変換器(アイソレータ)	1	個
24	ディストリビュータ	4	個
25	警報設定器(デジタルアラーム/電圧/2c)	2	個
26	警報設定器(デジタルアラーム/電圧/4a)	3	個
27	タイマー	24	個
28	デバイス付端子台	1	個

1号ガスタービン始動用直流電源盤/更新

	名称	数量	単位
1	ガスタービン始動用直流電源盤	1	面

2号ガスタービン始動用直流電源盤/更新

	名称	数量	単位
1	ガスタービン始動用直流電源盤	1	面

制御用直流電源盤/更新

	名称	数量	単位
1	制御用直流電源盤	1	面

1号燃料移送ポンプ/更新

	名称	数量	単位
1	燃料移送ポンプ	1	台

2号燃料移送ポンプ/更新

	名称	数量	単位
1	燃料移送ポンプ	1	台

燃料移送ポンプ機側操作盤/更新

	名称	数量	単位
1	燃料移送ポンプ機側操作盤	1	面

3 主ポンプ設備駆動設備
3-2 主原動機(ガスタービン)

設備区分	レベル I	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性

致	致命的な影響のある機器・部品
---	----------------

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在故障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に故障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに故障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に故障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

※2 点検・整備方法(()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1 装置・機器の特性・機器	点検部位	機器コード	機器名	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
						定期点検		年点検	運転時点検	臨時点検					定期整備
						月点検	管理運転点検								
						目視点検	目視	目視	目視	目視					目視
全般		ガスタービン全般		異常、損傷	異常	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
					異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音のないこと。			
					塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の剥離や劣化のないこと。			
エンクロージャ・台板	致	エンクロージャ及び外観		表示灯の点灯	E	E	E	—	—	E	正常に点灯すること。				
				給気取入口の閉塞有無	E	E	E	—	—	E	閉塞していないこと。また、異物のないこと。				
				機器配管の異常な変形	E	E	E	—	—	E	変形・損傷がないこと。運転に支障がないこと。				
				発錆	E	E	E	—	—	E	錆のないこと。				
				燃料漏れ	E	E	E	—	—	E	燃料漏れのないこと。				
				潤滑油漏れ	E	E	E	—	—	E	潤滑油漏れのないこと。				
				主要機器ボルト緩み	—	—	H	—	—	H	緩みのないこと。				
		台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	—	—	—	緩み、損傷がないこと。				
水平度	—	—		—	—	—	—	M	運転に支障のないこと。						
ガスタービン本体	致	圧縮機タービン部		ケース割れ、変形	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。				
				静翼の割れ、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、摩耗のないこと。				
				動翼割れ、変形、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、変形、摩耗のないこと。				
				ディスク割れ、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、摩耗のないこと。				
				インペラ割れ、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、摩耗のないこと。				
				ブリード弁汚れ、損傷	—	—	—	—	—	C	—				
				軸受摩耗	—	—	—	—	—	E	摩耗がないこと。				
				軸受シール変形、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な摩耗のないこと。				
				吸気部の異物確認	—	—	—	—	—	E	異物がないこと。				
				燃焼器部	ライナ汚れ、変形、割れ	—	—	E	—	—	C	異常な変形、割れ、汚れのないこと。			
出口ダクト変形、割れ	—	—	E	—	—	E	異常な変形、割れのないこと。								
燃料ノズル変形、汚れ、詰り	—	—	C	—	—	C	—								
出力タービン部	致			ケース割れ、変形	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。				
				静翼の割れ、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、摩耗のないこと。				
				動翼割れ、変形、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、変形、摩耗のないこと。				
				ディスク割れ、摩耗	—	—	—	—	—	E	損傷・変形がないこと。				
				軸受摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な摩耗のないこと。				
				軸受シール変形、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な変形、摩耗のないこと。				
排気ケーシング部	ケース割れ、変形	—	—	E	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。							
補助減速機部	致			ケース割れ、変形	—	—	E	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。				
				歯車割れ、変形	—	—	—	—	—	E	異常な割れ、変形のないこと。				
				軸変形、摩耗	—	—	—	—	—	F	異常な変形、摩耗がないこと。				
				軸受摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な摩耗がないこと。				
				軸受シール変形、摩耗	—	—	—	—	—	E	異常な変形、摩耗がないこと。				

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検	管理 運転 点検								
					目視 点検									
ガスタービン本体	致	減速機部		ケース割れ、変形	-	-	-	-	-	E	異常な割れ、変形のないこと。			
				歯車割れ、変形	-	-	-	-	-	E	異常な割れ、変形のないこと。			
				軸変形、摩耗	-	-	-	-	-	E	異常な変形、摩耗がないこと。		(各歯車、軸を含む)	
				軸受摩耗	-	-	-	-	-	E	異常な摩耗がないこと。			
				軸受シール変形、摩耗	-	-	-	-	-	E	異常な変形、摩耗がないこと。			
軸継手	致			ボルト緩みの有無	-	-	H	-	-	H	緩みがないこと。			
				ゴム劣化	-	-	E	-	-	X	異常な劣化(亀裂・変形)がないこと。			
				ゴム汚れ	-	-	E	-	-	E	異常な汚れがないこと。			
				芯出し	-	-	-	-	-	M	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。			
	致	ギヤCPパネ、またはダイヤフラムCP		グリス量、漏れ	E	E	E	-	-	X	漏れのないこと。			
				締め具合	-	-	T	-	-	T	緩みのないこと。			
				摩耗	-	-	E	-	-	E	異常な摩耗のないこと。			
電気始動装置	致	セルモータ		作動	-	E	(E)	E	-	E	作動が正常で発熱のないこと。			
				摩耗	-	-	-	-	-	W	歯面に異常な摩耗がないこと。		ピニオン歯車部	
				劣化	-	-	-	-	-	X	異常な傷、割れのないこと。			
				ブラシの状態	-	-	E	-	-	X	異常摩耗がないこと。			
致	セルモータ電磁スイッチ		作動	-	D	D	D	-	D	作動が正常であること。				
			劣化	-	-	-	-	-	X	異常な損傷のないこと。				
空気始動装置	致	エアモータ		作動	-	D	D	D	-	D	作動が正常であること。			
				焼付	-	-	-	-	-	W	作動が正常であること。焼付のないこと。			
				摩耗	-	-	-	-	-	W	歯面に異常な摩耗がないこと。			
				劣化	-	-	-	-	-	X	異常な傷、割れのないこと。			
	致	オイル(エアモータ自動給油用)		保油量	E	E	E	E	-	E	指定油面であること。			
				注油状況	-	E	(E)	E	-	E	確実に注油されること。			
	致	安全弁		作動圧力の確認	-	-	-	-	-	E	作動圧が規定値内であること。			
				起動弁ユニット	致		作動	-	E	(E)	E	-	E	作動が正常であること。
	フィルタの汚れ	-	-	C			-	-	C	-				
	ダイヤフラム	-	-	D			-	-	X	作動が正常であること。				
致	配管		腐食	-	-	E	-	-	E	異常な腐食のないこと。				
			漏れ	-	E	(E)	E	E	E	空気漏れがないこと。				
油圧始動装置	致	作動油タンク		油量	E	E	E	E	-	E	規定の油面であること。			
				作動油フィルタ	エレメントの汚れ	-	-	E	-	-	X	汚れがひどくないこと。		
	致	作動油		性状分析	-	-	M	-	-	X	分析の結果、異常のないこと。			
				作動油ポンプ・モータ	発熱	-	-	(H)	-	-	H	異常な温度上昇がないこと。		
				オイルシール漏れ	-	-	-	-	-	X	異常な漏れのないこと。			
				ケーシング内注油	-	-	-	-	-	A	-			
				振動	-	H	(H)	H	-	II	異常な振動がないこと。			
				軸受温度	-	-	H	-	-	M	異常な温度上昇がないこと。			
	致	油圧モータ		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			
				軸受注油	-	-	F	F	-	X	規定量あること。			
致	配管・付属品		漏れ	E	E	E	E	E	漏れのないこと。					

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要	
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					定 期 整 備
					月 点 検	管 理 運 転 点 検								
					目 視 点 検									
ガスタービン 制御盤	致	制御装置		機能確認	—	E	(E)	—	—	E	変形・損傷がないこと。			
				接地抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下であること。			
				絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。		弱電機器は絶縁チェック禁止のものがあるので注意。	
ガスタービン 制御盤	致	盤		作動確認	—	E	(E)	—	—	E	確実に作動すること。			
				警報、故障の確認	—	—	E	—	—	E	実動作させ警報・故障がでること。			
				表示灯の確認	E	E	(E)	—	—	E	表示灯の球切れがないこと。			
				指示計の確認	—	E	A	—	—	A	指示計が正確に表示されること。			
				接地抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下であること。			
				絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。		弱電機器は絶縁チェック禁止のものがあるので注意。	
	バックアップ 制御装置	致			作動確認	—	—	E	—	—	E	連動、単独操作を行い、渋滞・誤動作がないこと。		
					警報、故障の確認	—	—	E	—	—	E	故障時に正しく動作すること。		
					表示灯の確認	—	—	E	—	—	E	ランプテストで正常に点灯すること。		
					指示計の確認	—	—	E	—	—	A	零点及び指示計値が正常なこと。		
					接地抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下であること。		
					絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。		
保護回路 (機関停止確認)	致			潤滑油圧低下	—	—	D	—	—	D	模擬信号により確実に動作することを確認する。			
				潤滑油温度高	—	—	D	—	—	D	模擬信号により確実に動作することを確認する。			
				排気温度高	—	—	D	—	—	D	模擬信号により確実に動作することを確認する。			
				始動渋滞	—	—	D	—	—	D	模擬信号により確実に動作することを確認する。			
				過速度	—	—	D	—	—	D	模擬信号により確実に動作することを確認する。			
				非常停止	—	—	D	—	—	D	確実に動作することを確認する。			
潤滑油系統	致	潤滑油ポンプ		発熱	—	—	(H)	—	—	H	異常な温度上昇がないこと。			
				オイルシール漏れ	—	E	(E)	E	—	X	潤滑油漏れがないこと。			
				振動	—	—	(H)	—	—	H	異常な振動がないこと。			
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音がないこと。			
				配管漏れ	E	E	(E)	E	E	E	漏れないこと。			
	致	初期潤滑油ポンプ			発熱	—	—	(H)	—	—	H	異常な温度上昇がないこと。		立軸ガスタービン
					オイルシール漏れ	—	E	(E)	—	—	X	異常な漏れのないこと。		立軸ガスタービン
					振動	—	H	(H)	—	—	H	異常な振動のないこと。		立軸ガスタービン
					異常音	—	S	(S)	—	—	S	異常音がないこと。		立軸ガスタービン
					絶縁抵抗	—	—	—	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。		立軸ガスタービン
					配管漏れ	E	E	(E)	E	E	E	漏れないこと。		立軸ガスタービン
	致	潤滑油濾過器		エレメント汚れ	—	—	E	—	—	X	目づまり、破損のないこと。			
	致	潤滑油冷却器		汚れ	—	—	C	—	—	C	汚れがないこと。			
	致	調整弁			漏れ	E	E	E	—	—	E	異常な潤滑油漏れがないこと。		
					保持圧力の確認	—	—	E	—	—	D	規定値内であること。		
致	クーラファン (パッケージファン)			汚れ	—	—	E	—	—	C	汚れがないこと。			
				振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動がないこと。			
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音がないこと。			
致	潤滑油		性状分析	—	—	M	—	—	X	分析結果に異常がないこと。				

装置区分	※1 の装置・ 機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘要
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月 点 検	年 点 検	管 理 運 転 点 検							
燃料系統	致	燃料制御装置(弁)		レバー等の動き	—	—	H	—	—	H	軽く動きネジの緩み等がないこと。			
				漏れ	E	E	E	—	—	E	燃料漏れがないこと。			
	致	燃料ポンプ		発熱	—	—	(H)	H	—	H	異常な温度上昇がないこと。			
				オイルシール漏れ	—	E	(E)	E	—	X	異常な燃料漏れがないこと。			
				振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動がないこと。			
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音がないこと。			
致	電磁弁		作動	—	E	(E)	E	—	X	作動に異常がないこと。				
			漏れ	E	E	E	—	—	E	燃料漏れがないこと。				
燃料系統	致	配管		腐食	—	—	E	—	—	E	腐食がないこと。			
				漏れ	E	E	(E)	E	E	E	燃料漏れがないこと。			
				振動	—	H	(H)	H	—	H	異常振動がないこと。			
	致	燃料濾過器		エレメントの汚れ	—	—	E	—	—	X	目づまりや、破損がないこと。			
				燃料差圧	—	E	(E)	E	—	E	規定値内であること。			
	致	高圧フィルタ		エレメントの汚れ	—	—	E	—	—	X	—			
	致	点火栓		スパークの確認	—	—	D	—	—	X	スパークが正常であること。			
				清掃	—	—	C	—	—	X	—			
	致	エキサイタ		スパークの確認	—	—	D	—	—	X	スパークが正常であること。			
	致	安全弁		作動圧力	—	—	—	—	—	M	作動圧が規定値内であること。			
		燃料配管ヒータ		作動確認	—	H	H	—	—	H	正常に作動すること。			
	致	エアアシスト圧縮機		作動	—	E	(E)	E	—	X	正常に作動すること。			
				振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動がないこと。			
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音			
	計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、回転)		潤滑油圧力スイッチ作動	—	E	D	—	—	X	油圧に応じスイッチの作動が正常なこと。		
潤滑油温度センサ作動					—	—	E	—	—	X	油温上昇に応じセンサの作動が正常なこと。			
温度センサ劣化					—	—	—	—	—	X	5年交換			
潤滑油温度スイッチ作動					—	—	D	—	—	X	作動値が正常であること。			
回転速度ビックアップ抵抗測定					—	—	M	—	—	M	異常ないこと。			
排気温度センサ絶縁抵抗測定					—	—	—	—	—	X	基準値以下に低下していないこと。			
吸込フィルタ差圧計確認					—	—	M	—	—	M	測定値が規定値内であること。			
速度変換器特性計測					—	—	D	—	—	D	模擬入力を入れ変換値が規定値内であること。			
温度変換器特性計測					—	—	D	—	—	D	模擬入力を入れ変換値が規定値内であること。			
		指示計		圧力計零指針	E	E	E	—	—	X	停止時、圧力計は零点近くに近くなること。			
			温度計指示	—	E	E	—	—	X	運転前、運転中の温度計指示が正常であること。				
			差圧計零指針	—	—	E	—	—	X	停止時、圧力計は零点近くに近くなること。				
			回転速度指示計零指針	—	—	E	—	—	A	運転中の指示は正常なこと。停止時零指示となっていること。				

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘要
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検	年 点 検	管理 運 転 点 検							
					目視 点検									
吸気・排気系統		換気ファン		振動	—	E	(H)	H	—	H	異常な振動がないこと。			
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音がないこと。			
	致	吸気フィルタ		エレメント汚れ	—	—	E	—	—	X	目づまりや、破損がないこと。			
				腐食	—	—	E	—	—	E	排気ダクトに閉塞や腐食による破損のないこと。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	劣化(変形、損傷)がないこと。			
	致	排気ダクト		漏れ	—	E	(E)	E	—	E	排気漏れがないこと。			
				腐食	—	—	E	—	—	E	排気消音器に閉塞や腐食による破損のないこと。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	劣化(変形、損傷)がないこと。			
	致	排気消音器		漏れ	—	E	(E)	E	—	E	排気漏れがないこと。			
腐食				—	—	E	—	—	E	排気消音器に閉塞や腐食による破損のないこと。				
劣化				—	—	E	—	—	E	劣化(変形、損傷)がないこと。				
運転状況		運転状況		振動(速度)	—	M	(M)	M	—	M	異常な振動がないこと。			
				始動時間	—	M	(M)	—	—	M	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なるないこと。			
				停止時間	—	M	(M)	—	—	M	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なるないこと。			
				回転速度 (GT軸、出力軸)	—	M	(M)	M	—	M	規定値の範囲内であること。			
				排気温度	—	M	(M)	M	—	M	規定値の範囲内であること。		○	
				潤滑油温度	—	M	(M)	M	—	M	規定値の範囲内であること。		○	
				潤滑油圧	—	M	(M)	M	—	M	規定値の範囲内であること。			
運転状況		運転状況		圧縮機吐出し圧力	—	M	(M)	M	—	M	規定値の範囲内であること。			
				吸気温度	—	E	(E)	E	—	M	室温とほぼ同じであること。			
				始動回数計	—	—	M	—	—	E	始動時にカウントすること。			
				運転時間計	—	—	M	—	—	E	運転時間に正確に追隨していること。			
				燃料消費量	—	—	M	—	—	M	燃料消費量が増大していないこと。			

5 電源設備
5-2 自家発電設備(ディーゼル機関)

設備区分	レベル I	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性

致	致命的な影響のある機器・部品
---	----------------

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

※2 点検・整備方法() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要
					定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備				
					月点検	年点検							
全般		ディーゼル機関全般		異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音のないこと。		
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の剥離や劣化のないこと。		
致		台板		締め具合、損傷	E	E	E	E	—	—	緩み、損傷がないこと。		
				水平度	—	—	—	—	—	M	運転に支障のないこと。		
致		シリンダヘッド		ヘッドガスケットの劣化	—	—	—	—	—	X	劣化がないこと。		
				弁の摩耗パネのへたり	—	—	—	—	—	W	摩耗、へたりがないこと。		
				タペットの間隙	—	—	A	—	—	A	タペットの間隙		ピストン圧縮・TOPでチェック
致		クランク室		シリンダライナの摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗がないこと。		(連結棒本体、歯車、ピストンブッシュを含む)
				コンロッドメタルの摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗がないこと。		
				クランクシャフトの摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗がないこと。		
				クランクシャフトメタルの摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗がないこと。		
				ボルトの緩み	—	—	T	—	—	T	緩みがないこと。		
				カム軸の摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗がないこと。		
				デフレクション	—	—	M	—	—	M	計測値がメーカーの規定値以内であること。	○	
				クランクシャフトの固着(ターニング)	—	D	—	—	—	—	引っかかりがないこと。		
致		過給機		フィルタの状況	—	—	E	—	—	X	異物がないこと。		
				振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。		
				異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音が発生していないこと。		
				油量	E	E	E	E	—	X	油量が適切であること。		油ダメ付のみ 2年毎に交換
				入口温度	—	M	(M)	—	—	M	異常な温度上昇がないこと。	○	
				本体	—	—	—	—	—	W	傷、へこみがないこと。		
				内部状況	—	—	E	—	—	E	過給器内部に腐食が発生していないこと。		
致		ピストン		ピストンの摩耗	—	—	—	—	—	M	異常な摩耗がないこと。		(ピストンピン、排気弁装置部、排気弁本体含む)
				ピストンリング摩耗	—	—	—	—	—	M	異常な摩耗がないこと。		
致		调速機		調整	—	—	—	—	—	W		(ガバナパネ、速度設定ハンドル、軸受け、潤滑油、燃料ラック、駆動歯車を含む)	
致		外部軸受		油量	E	E	E	E	—	X	油量が適切であること。		(フライホイール含む)
				振動(速度)	—	M	(M)	M	—	M	異常な振動が発生していないこと。		
				温度	—	H	(H)	H	—	M	異常な温度になっていないこと。		
				摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗していないこと。		
致		遠心クラッチ		動作確認	—	E	(E)	E	—	E	正常に動作すること。		
				油量	E	E	E	E	—	X	油量が適切であること。		給油式の場合
				摩耗	—	—	—	—	—	M	摩耗していないこと。		

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検	管理 運転 点検								
					目視 点検	管理 運転 点検								
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ		振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。		(潤滑油系統含む)	
				作動	—	S	(S)	S	—	W	正常に作動すること。			
				配管漏れ	E	E	E	E	E	E	漏れないこと。			
	致	初期潤滑油ポンプ		作動	—	S	(S)	S	—	W	正常に作動すること。		(圧力調整弁、電動機含む)	
				配管漏れ	E	E	E	E	E	E	漏れないこと。			
				絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	絶縁劣化していないこと。			
				振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。			
	致	機関オイルパン		オイルパン油量	E	E	E	E	—	X	油量が適切であること。		油交換時はタンク内清掃のこと。2年毎に交換	
				オイルパン内腐食	—	—	—	—	—	E	腐食していないこと。			
		潤滑油濾過器		内部清掃	—	—	C	—	—	C	異物がないこと。		ペーパータイプは油交換時に交換	
				エレメント	—	—	—	—	—	X	異物がないこと。			
	致	潤滑油冷却器		漏れ	E	E	(E)	E	—	W	漏れないこと。			
腐食(エレメント)				—	—	—	—	—	W	腐食していないこと。				
劣化(エレメント)				—	—	—	—	—	W	劣化していないこと。				
防蝕亜鉛の消耗				—	—	E	—	—	E	消耗していないこと。				
ドレン				—	—	A	—	—	A	ドレン排出		漏水の確認		
	潤滑油		温度	—	M	(M)	M	—	M	異常な温度上昇がないこと。		○		
			圧力	—	M	(M)	M	—	M	圧力が正常であること。				
			性状分析	—	—	M	—	—	M	性状分析				
致	燃料噴射ポンプ		ラックの動作、継手	—	H	H	H	—	H	引っかかりがないこと。		(空気混入、タペット、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)		
			エア抜き	—	—	A	—	—	A	気泡がないこと。				
			プランジャ・吐出し弁劣化	—	—	—	—	—	W	劣化していないこと。				
			漏れ	E	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。				
			油量	E	E	E	E	—	X	油量が適切であること。			油ダメ付のみ、2年毎に交換	
			異物混入	—	—	E	—	—	—	異物がないこと。				
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	E	—	T	緩みがないこと。				
			噴射時期	—	—	M	—	—	M	噴射時期が適切であること。				
		燃料濾過器		内部清掃	—	—	C	—	—	—	水分、異物がないこと。		水分チェック	
				エア抜き	—	—	A	—	—	A	気泡がないこと。			
エレメント				—	—	E	—	—	X	異物がないこと。		付着物点検、ペーパータイプは2年毎に交換		
致	燃料弁		噴霧テスト	—	—	A	—	—	A	噴霧テスト		噴口詰り、後タレチェック		
			摩耗	—	—	—	—	—	W	摩耗していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。				
致	高圧管		管内エア抜き	—	—	A	—	—	A	気泡がないこと。				
			漏れ(亀裂)	—	E	(E)	E	—	X	漏れ(亀裂)がないこと。				
			振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。				
致	燃料供給ポンプ		摩耗	—	—	—	—	—	W	摩耗していないこと。				
	配管		腐食	—	—	E	—	—	E	腐食していないこと。				
			漏れ	E	E	(E)	E	E	E	漏れないこと。				
			振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。				
			ドレン量	—	—	E	—	—	E	ドレン排出		多ければ測定		

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要
					定期点検		年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備				
					月点検	管理運転点検								
					目視点検									
冷却水系統	致	内部冷却水ポンプ		振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。			
				摩耗、劣化	—	—	—	—	—	W	摩耗、劣化していないこと。			
				配管漏れ	E	E	(E)	E	E	E	漏れないこと。			
				配管腐食	—	—	—	—	—	W	腐食していないこと。			
				配管振動	—	H	(H)	H	—	H	異常な振動が発生していないこと。			
				バルブ開閉	—	—	E	E	—	E	開閉できること。			
				バルブ劣化	—	—	—	—	—	W	劣化していないこと。			
				空気抜き	E	E	(E)	E	—	E	空気抜き			
		温調弁		作動	—	E	(E)	E	—	W	正常に作動していること。			
				漏れ	—	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。			
		水質検査		水質	—	—	—	—	—	M	水質		不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理(1年毎)	
空気始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁		作動	—	E	(E)	E	—	W	正常に作動していること。			
				漏れ	—	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。			
				配管劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。			
				配管漏れ	—	E	E	E	E	E	漏れないこと。			
				配管腐食	—	—	E	—	—	E	腐食していないこと。			
	致	電磁弁・減圧弁		作動	—	E	(E)	E	—	X	正常に作動していること。		30k用電磁弁は年点検で分解	
				劣化	—	—	E	—	—	X	劣化していないこと。			
				エア漏れ	—	E	E	E	—	X	漏れないこと。			
	致	始動弁		エア漏れ	—	H	(H)	H	—	H	漏れないこと。		始動15分後接続配管にて	
				作動確認	—	—	W	—	—	W	正常に作動していること。		機関装着後弁棒動き確認	
TPO始動(エアラン)				—	—	D	—	—	D	TPO始動(エアラン)		全シリンダ		
致	停止用エアピストン		作動	—	D	(D)	D	—	W	正常に作動していること。				
			空気漏れ	—	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。				
電気始動系	致	セルモータ		ブラシの状態	—	—	E	—	—	X	ブラシの状態確認			
				作動	—	E	(E)	E	—	W	正常に作動していること。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。			
		予熱栓		作動	—	E	(E)	—	—	X	正常に作動していること。		付属の場合	
				劣化	—	E	E	—	—	X	劣化していないこと。		付属の場合	
	致	電磁スイッチ		作動	—	E	(E)	E	—	W	正常に作動していること。		(ケーブル、切替開閉器、操作開閉器、補助継電器、限時継電器、制御電源、配線用遮断器を含む)	
				劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。			
致	停止ソレノイド		作動	—	D	(D)	D	—	D	正常に作動していること。				
			劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。				
計装機器	致	センサ類(温度、圧力、流れ)		水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	X	正常に作動していること。			
				油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	X	正常に作動していること。			
				油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	X	正常に作動していること。			
				空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	X	正常に作動していること。			
				フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	X	正常に作動していること。			
				速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	X	正常に作動していること。			

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要
					定期点検		年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備				
					月点検	管理運転点検								
					目視点検									
計装機器		ゲージ類 (温度、圧力、回転他)		冷却水温度計指示	—	E	(E)	E	—	E	指示値が適切であること。			
				潤滑油温度計指示	—	E	(E)	E	—	E	指示値が適切であること。			
				排気温度計指示	—	E	(E)	E	—	E	指示値が適切であること。		バラツキチェック	
				冷却水圧力計指示	—	E	(E)	E	—	X	指示値が適切であること。			
				冷却水圧力計の零指針	E	E	E	—	—	X	指示値が適切であること。			
				潤滑油圧力計指示	—	E	(E)	E	—	X	指示値が適切であること。			
				潤滑油圧力計のゼロ指針	E	E	E	—	—	X	指示値が適切であること。			
				回転計指示	—	E	(E)	E	—	A	指示値が適切であること。		変動チェック	
消音器・排気管	致	消音器		腐食	—	—	E	—	—	E	腐食していないこと。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。			
				漏れ	—	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。			
				ドレン抜き	—	—	A	—	—	A	ドレン排出			
	致	排気管			腐食	—	—	E	—	—	E	腐食していないこと。		
					劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。		
					漏れ	—	E	(E)	E	—	E	漏れないこと。		
					排気口の閉塞	—	—	E	—	—	E	閉塞していないこと。		
冷却装置	致	ラジエータ		水量	E	E	E	E	—	E	水量が減っていないこと。			
				漏れ	—	E	E	E	—	E	漏れないこと。			
				キャップ耐圧	—	E	(E)	E	—	X	キャップが閉まっていること。		圧力キャップの場合	
				劣化	—	—	E	—	—	E	劣化していないこと。			
				ホース劣化	—	—	H	—	—	X	劣化していないこと。			
				ファンベルト	E	E	E	—	—	X	傷、緩みがないこと。		ベルト駆動の場合	
	致	清水冷却器			漏れ	—	E	(E)	E	—	W	漏れないこと。		
					腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	W	腐食していないこと。		
劣化(エレメント)					—	—	—	—	—	W	劣化していないこと。			
防蝕亜鉛の消耗					—	—	E	—	—	E	消耗していないこと。			
致	空気冷却器			腐食、劣化	—	—	—	—	—	W	腐食、劣化していないこと。			
				ドレン	—	E	(E)	E	—	E	ドレン排出			
定期整備作業準備及び組立		作業準備		アイソレーションの確認	—	—	—	—	—	E	アイソレーションの確認			
				弁状態の確認	—	—	—	—	—	E	弁状態の確認			
				電源の確認	—	—	—	—	—	E	電源の確認			
				取替部品の確認	—	—	—	—	—	E	取替部品の確認			
	分解前作業				デフレクション計測	—	—	—	—	—	M	デフレクション計測		
					水抜きの確認	—	—	—	—	—	E	水抜きの確認		
					残油なしの確認	—	—	—	—	—	E	残油がないこと。		
					LO・FOタンク弁閉の確認	—	—	—	—	—	H	バルブ閉の確認		
					始動空気槽元弁閉の確認	—	—	—	—	—	H	元弁閉の確認		
					主軸受	—	—	—	—	—	W	メタル、ボルト締付力確認		代表の主軸受1ヶ所のみ
	分解点検・手入れ・組立				連接棒	—	—	—	—	—	W	ピンブッシュ、メタル、ボルト締付力確認		
					給・排気弁	—	—	—	—	—	W	点検、摺合せ		
					シリンダ安全弁	—	—	—	—	—	X	点検、摺合せ		
					給・排気レバー	—	—	—	—	—	W	点検、摺合せ		
動弁装置					—	—	—	—	—	W	弁端隙間、開閉時期			

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要
					定期点検		年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備				
					月点検	管理運転								
					目視点検	目視点検	目視点検	目視点検	目視点検	目視点検				
運転準備及び運転	整備後の確認			デフレクション計測	-	-	-	-	-	M	デフレクション計測			
				オイルパン油量の確認	-	-	-	-	-	E	油量が適切であること。			
				LO補給タンク油量の確認	-	-	-	-	-	E	油量が適切であること。			
				過給機潤滑油量の確認	-	-	-	-	-	E	油量が適切であること。			
				調速機潤滑油量の確認	-	-	-	-	-	E	油量が適切であること。			
				動弁装置への注油	-	-	-	-	-	E	注油状況点検			
				シリンダヘッドの異物混入確認	-	-	-	-	-	E	異物がないこと。			
				クランクケースの異物混入確認	-	-	-	-	-	E	異物がないこと。			
				継手部締付状況の確認	-	-	-	-	-	E	ボルト締付力点検			
				芯出し	-	-	-	-	-	M	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。			
冷却水通水,エア抜き	-	-	-	-	-	A	冷却水通水,エア抜き							
運転準備及び運転	整備後の運転準備			FO通油、FO噴射ポンプのエア抜き	-	-	-	-	-	A	気泡がないこと。			
				シリンダヘッド内の潤滑油量の確認	-	-	-	-	-	E	油量が適切であること。			
				カム・ピストンメタル部の潤滑油量の確認	-	-	-	-	-	E	油量が適切であること。			
				ターニング装置の注油グリスアップ	-	-	-	-	-	A	注油状況点検			
運転準備及び運転	整備後の運転準備			ガバナリング注油	-	-	-	-	-	A	注油状況点検			
				始動空気槽の充気	-	-	-	-	-	A	始動空気槽の充気			
				各部漏れなしの確認	-	-	-	-	-	E	各部漏れなしの確認			
				アイソレーション解除の確認	-	-	-	-	-	E	アイソレーション解除の確認			
運転準備及び運転	整備後の運転			ターニングエアラン	-	-	-	-	-	A	ターニングエアラン			LOプライミングポンプ運転
				始動状況確認	-	-	-	-	-	D	始動状況確認			
				低速摺合運転	-	-	-	-	-	D	低速摺合運転			
				摺合運転	-	-	-	-	-	D	摺合運転			
				各部漏れなしの確認	-	-	-	-	-	E	漏れがないこと。			
				発熱状況の確認	-	-	-	-	-	H	異常な発熱がないこと。			内部点検
				注油状況の確認	-	-	-	-	-	E	注油状況の確認			内部点検
				ライナ摺動部状況の確認	-	-	-	-	-	E	ライナ摺動部状況の確認			内部点検
運転状況	運転状況			異常音	-	S	(S)	S	-	S	異常音がないこと。			
				排気色	-	E	(E)	E	-	E	排気色の確認			
				ミストの状況	-	E	(E)	E	-	E	ミスト量の確認			
				給気管ドレン抜き	-	A	(A)	A	-	A	ドレン状況の確認			
				給気圧力	-	M	(M)	M	-	M	給気圧力に異常がないこと。			
				冷却水管エア抜き	-	A	(A)	A	-	A	エア溜まりがないか。			
				冷却水温度	-	M	(M)	M	-	M	異常な温度上昇がないこと。	○		
				過給機停止所要時間	-	-	(M)	-	-	M	過給機停止所要時間計測			
				燃料消費量	-	-	-	-	-	M	燃料消費量が規定値以下であること。			
				各気筒排気温度	-	M	(M)	M	-	M	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。	○		
				排気温度	-	M	(M)	M	-	M	異常な温度上昇がないこと。			
				発熱	-	-	(H)	H	-	H	異常な発熱がないこと。			各ポンプ軸受部、クランクケース等
				ラック目盛	-	E	(E)	E	-	E	指示値が正常であること。			全シリンダ
				回転速度	-	M	(M)	M	-	M	規定値付近であること。			
始動時間	-	M	(M)	M	-	M	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。							

装置 区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検	管理 運転 点検								
					目視 点検									
				停止時間	—	M	(M)	M	—	M	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。			
運 転 状 況	保護回路による 機関の停止確認			断水	—	—	D	—	—	D	点検、テスト調整			
				冷却水温	—	—	D	—	—	M	点検、テスト調整			
				潤滑油圧	—	—	D	—	—	M	点検、テスト調整			
				過速度	—	—	D	—	—	D	点検、テスト調整		単独運転にて	
	運転後の確認				潤滑油プライミングポンプ 運転	—	E	E	E	—	E	プライミング状況の確認		
					ターニングによる燃料ガス の排出	—	A	A	A	—	A	ターニングによる燃料ガスの 排出		2回転またはエアラン運転後
					クランクケース内軸受	—	—	H	H	—	M	異常な発熱がないこと。		

5 電源設備
5-8 直流電源設備

設備区分	レベル I	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

※2 点検・整備方法() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3点検結果	※4傾向管理	摘要
					定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備				
					月点検	年点検							
全般		直流電源設備全般		動作確認	—	D	D	D	—	D	正常に動作すること。		
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の剥離や劣化がないこと。		
直流電源設備	致	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	—	—	E	発錆、汚れがないこと。		
				扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	H	異常がないこと。		
		盤内		汚れ、異物	E	E	E	—	—	E	汚れ、異物がないこと。		
				温度、湿度	—	—	(M)	—	—	M	温度、湿度が正常であること。		
				絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	規定値以上であること。		
				接地抵抗	—	—	M	—	—	M	規定値以内であること。		
		盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	—	E	異常がないこと。		
				端子・端子台の状態	—	—	E	—	—	E	異常がないこと。		
				端子符号の脱落	—	—	E	—	—	E	脱落がないこと。		
		操作スイッチ		動作確認	—	H	(H)	H	—	H	動作に異常がないこと。		
取付状態、汚れ	—			—	E	—	—	E	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
指示計		動作確認(零点及び指示)	—	E	E	E	—	A	異常がないこと。				
		取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	A	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	E	E	E	異常がないこと。				
		取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	E	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
保護装置	致		保護リレーの動作	—	—	D	—	—	D	動作に異常がないこと。			
			警報装置の異常	—	E	E	—	—	E	異常がないこと。			
			センサの動作チェック	—	—	D	—	—	D	動作に異常がないこと。			
蓄電池	致		端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	—	E	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。			
			均等充電	—	A	A	—	—	A	充電電圧値が正常であること。		均等充電実施	
			支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはぐり	—	—	E	—	E	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはぐりがないこと。			
			端子電圧	—	M	M	—	—	M	基準値であること。		代表電池	
			充電装置ヒューズ	—	E	E	—	—	E	異常がないこと。			
			部屋床面の腐食、損傷	—	—	E	—	—	E	腐食、損傷がないこと。			
			充電装置の動作	—	—	D	—	—	D	動作に異常がないこと。			

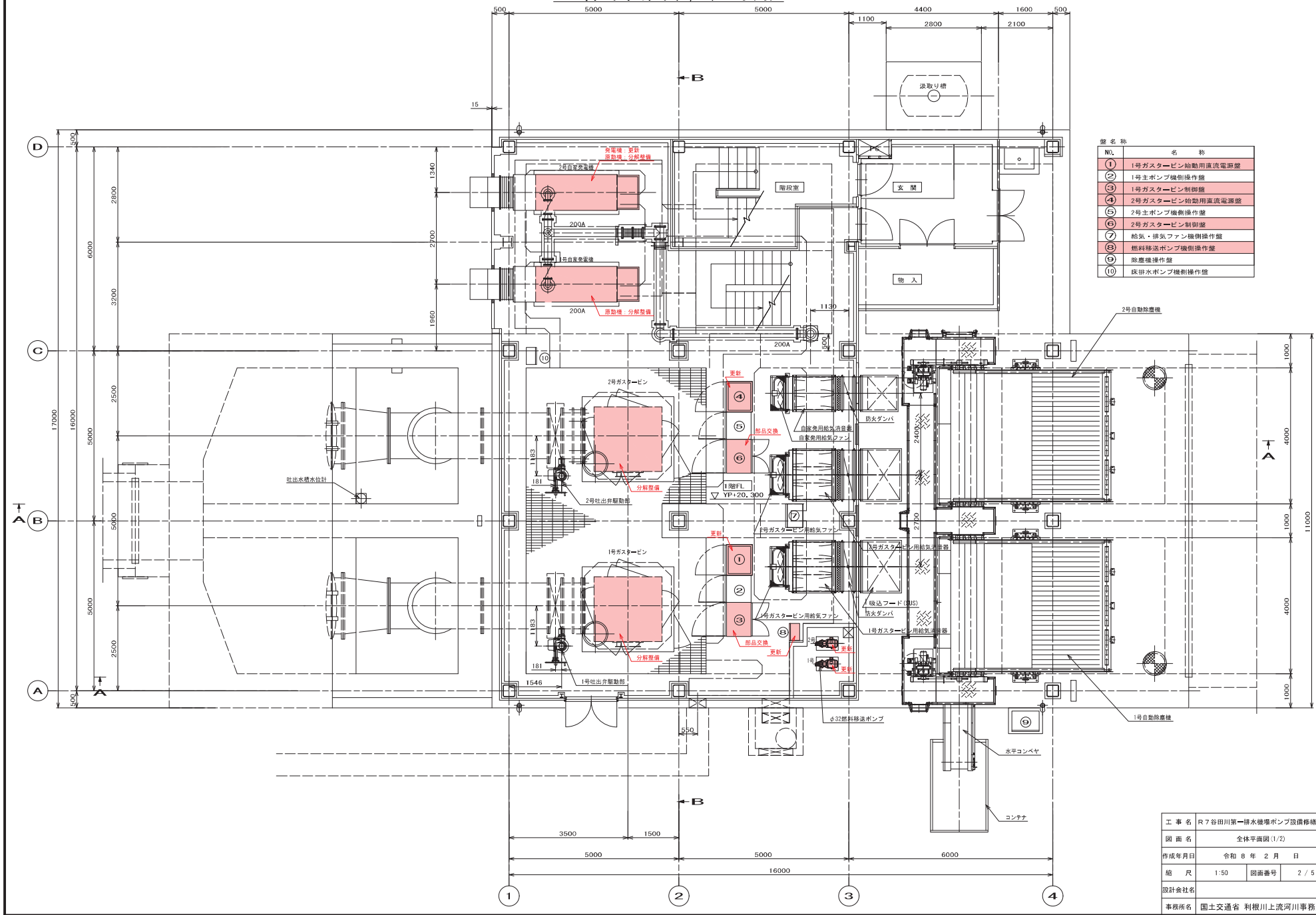
位置図

S=1:50,000



工事名	R7谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事			
図面名	位置図			
作成年月日	令和8年2月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	1/5	
設計会社名				
副所長	課長	専門官	係長	設計
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所			

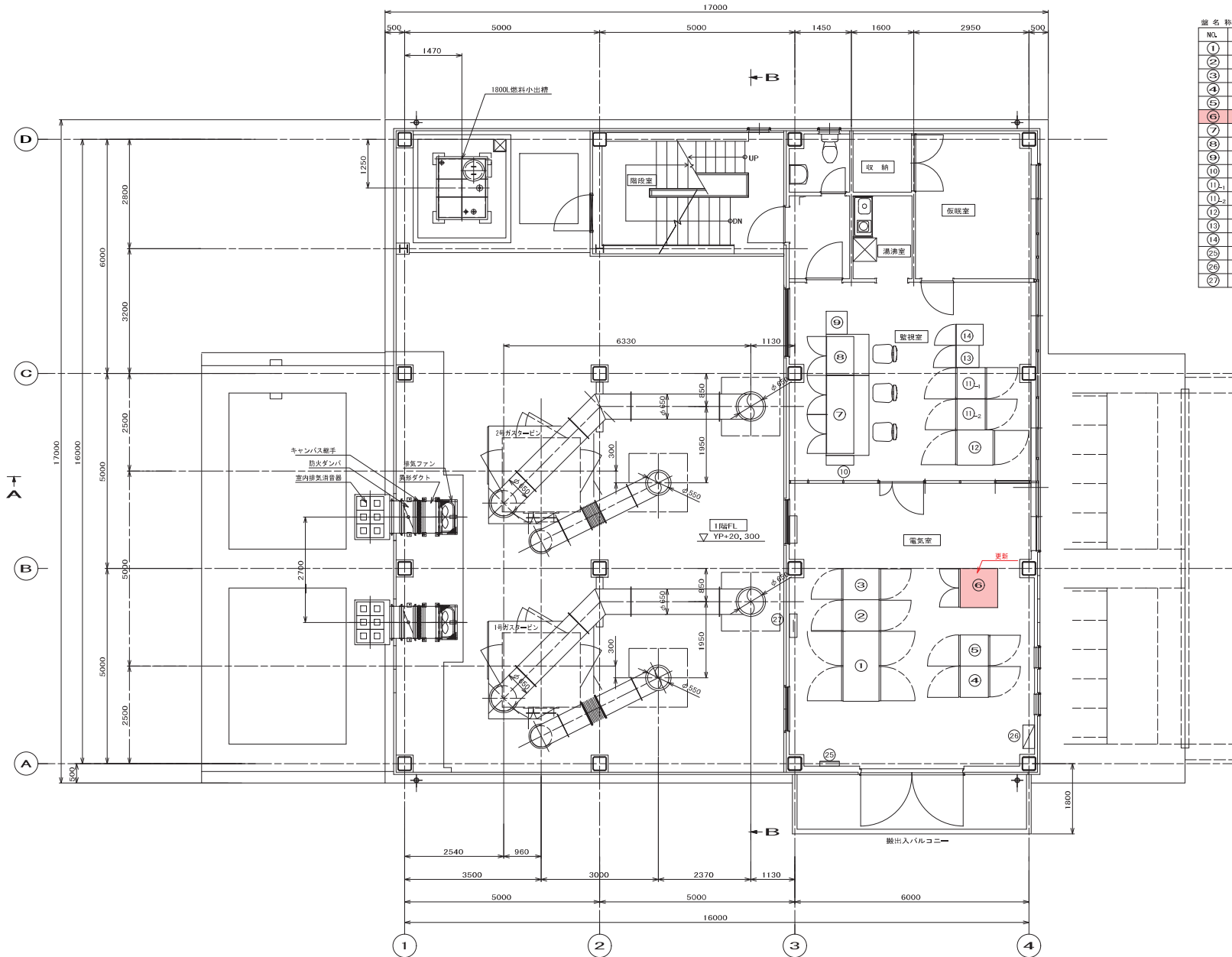
全体平面図(1/2) S=1:50



番号	名称
①	1号ガスタービン始動用直流電源盤
②	1号主ポンプ機制御盤
③	1号ガスタービン制御盤
④	2号ガスタービン始動用直流電源盤
⑤	2号主ポンプ機制御盤
⑥	2号ガスタービン制御盤
⑦	給気・排気ファン機制御盤
⑧	燃料移送ポンプ機制御盤
⑨	除塵機制御盤
⑩	床排水ポンプ機制御盤

工事名	R7谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	全体平面図(1/2)		
作成年月日	令和8年2月日		
縮尺	1:50	図面番号	2/5
設計会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	利根川上流河川事務所		

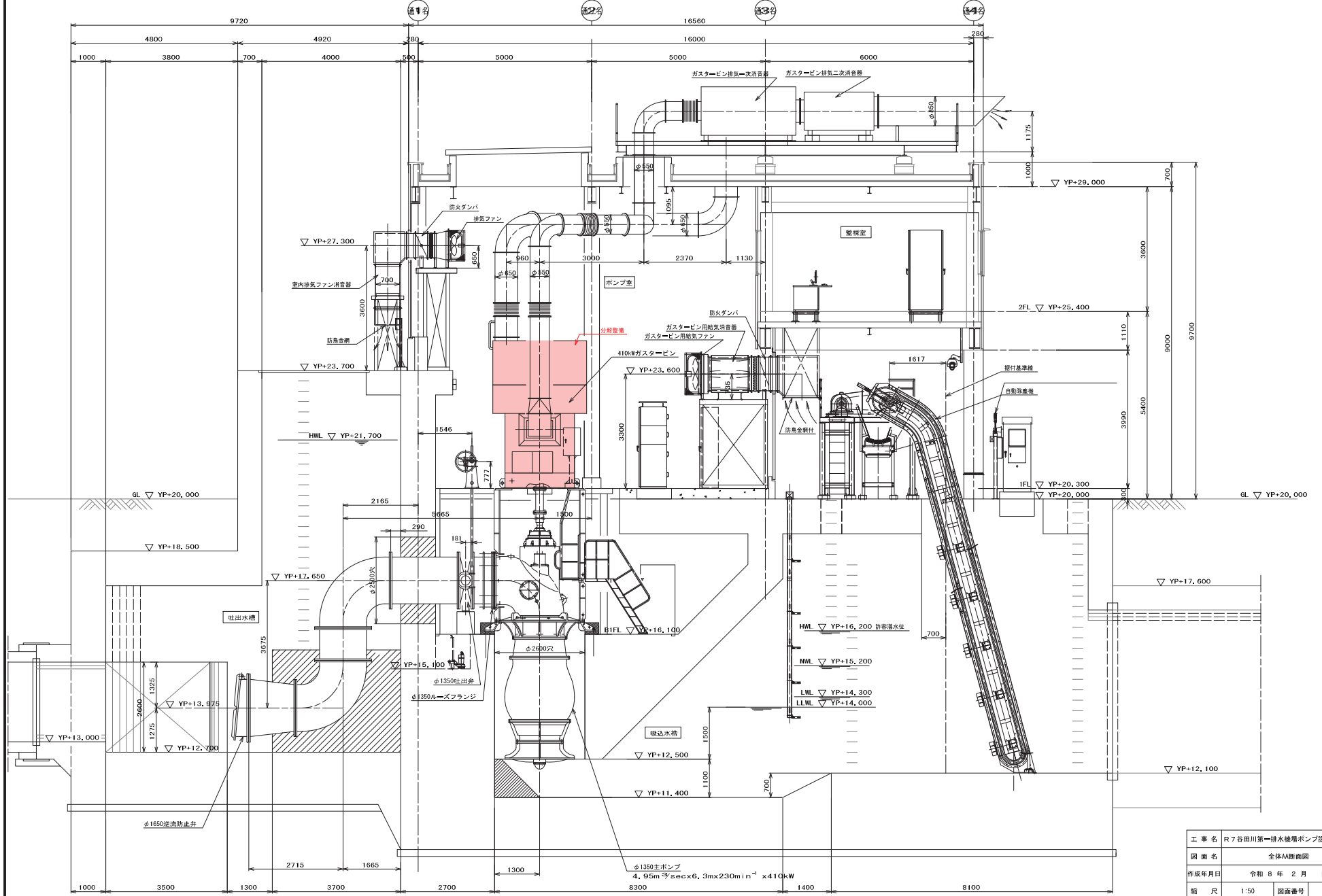
全体平面図 (2/2) S=1:50



番号	名称
①	低圧受電盤
②	商用・自家発電系共通補機盤
③	自家発電系共通補機盤
④	2号主ポンプ動力制御盤
⑤	1号主ポンプ動力制御盤
⑥	制御用直流電源盤
⑦	機場集中監視操作盤
⑧	CCTV 操作点
⑨	カラープリンタ
⑩	無停電電源装置
⑪-1	水位計 盤-1
⑪-2	水位計 盤-2
⑫	入出力盤
⑬	CCTV 制御盤
⑭	水位データ伝送設備
⑮	接地端子箱
⑯	照明分電盤
⑰	端子盤

工事名	R7谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	全体平面図 (2/2)		
作成年月日	令和8年2月 日		
縮尺	1:50	図面番号	3 / 5
設計会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

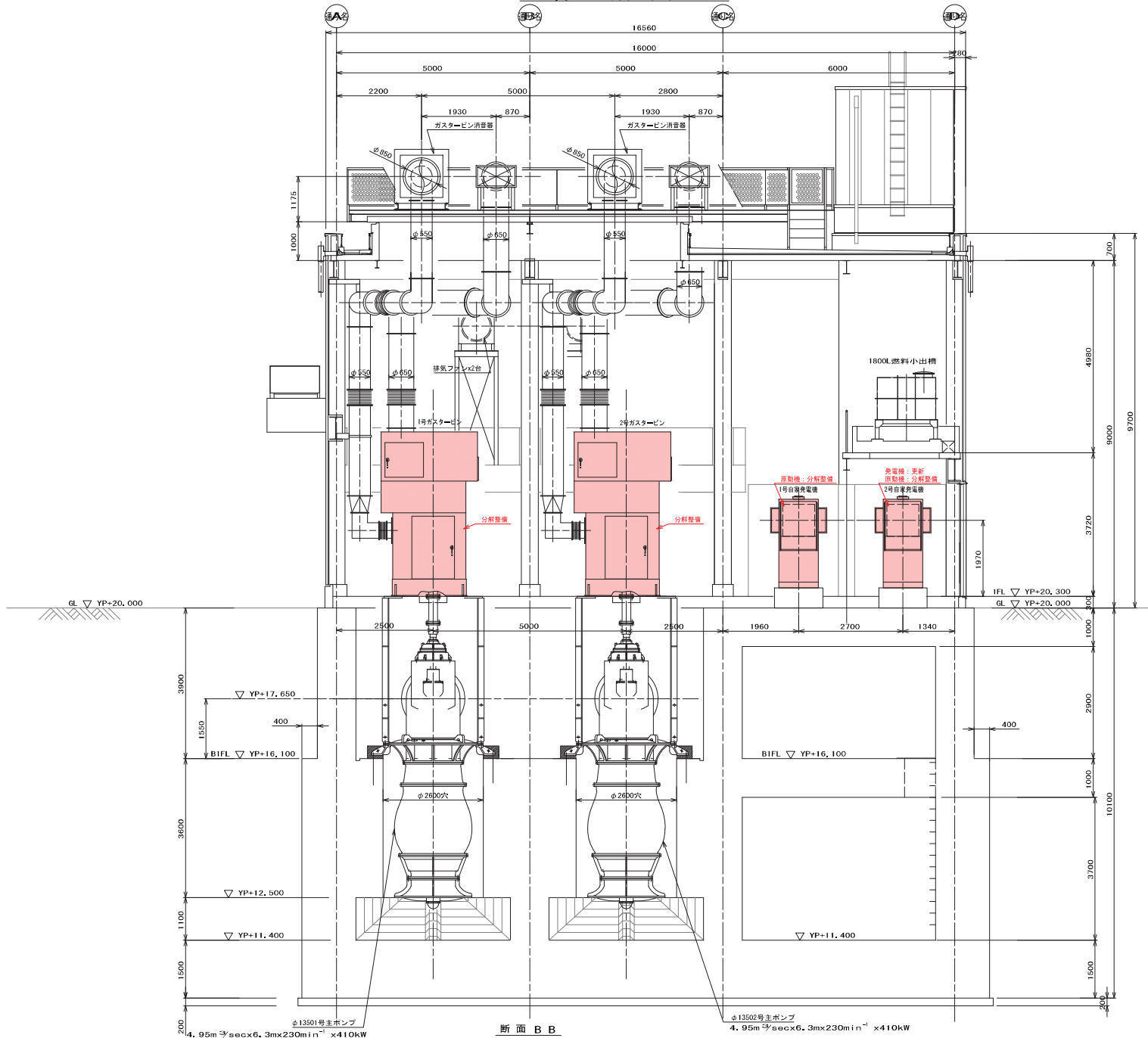
全体AA断面図 S=1:50



断面 A A

工事名	R7谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	全体AA断面図		
作成年月日	令和8年2月日		
縮尺	1:50	図面番号	4/5
設計会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

全体BB断面図 S=1:50



断面 B B

工事名	R7谷田川第一排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	全体BB断面図		
作成年月日	令和8年2月日		
縮尺	1:50	図面番号	5 / 5
設計会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		